

学校魅力化フォーラム ～行政説明～

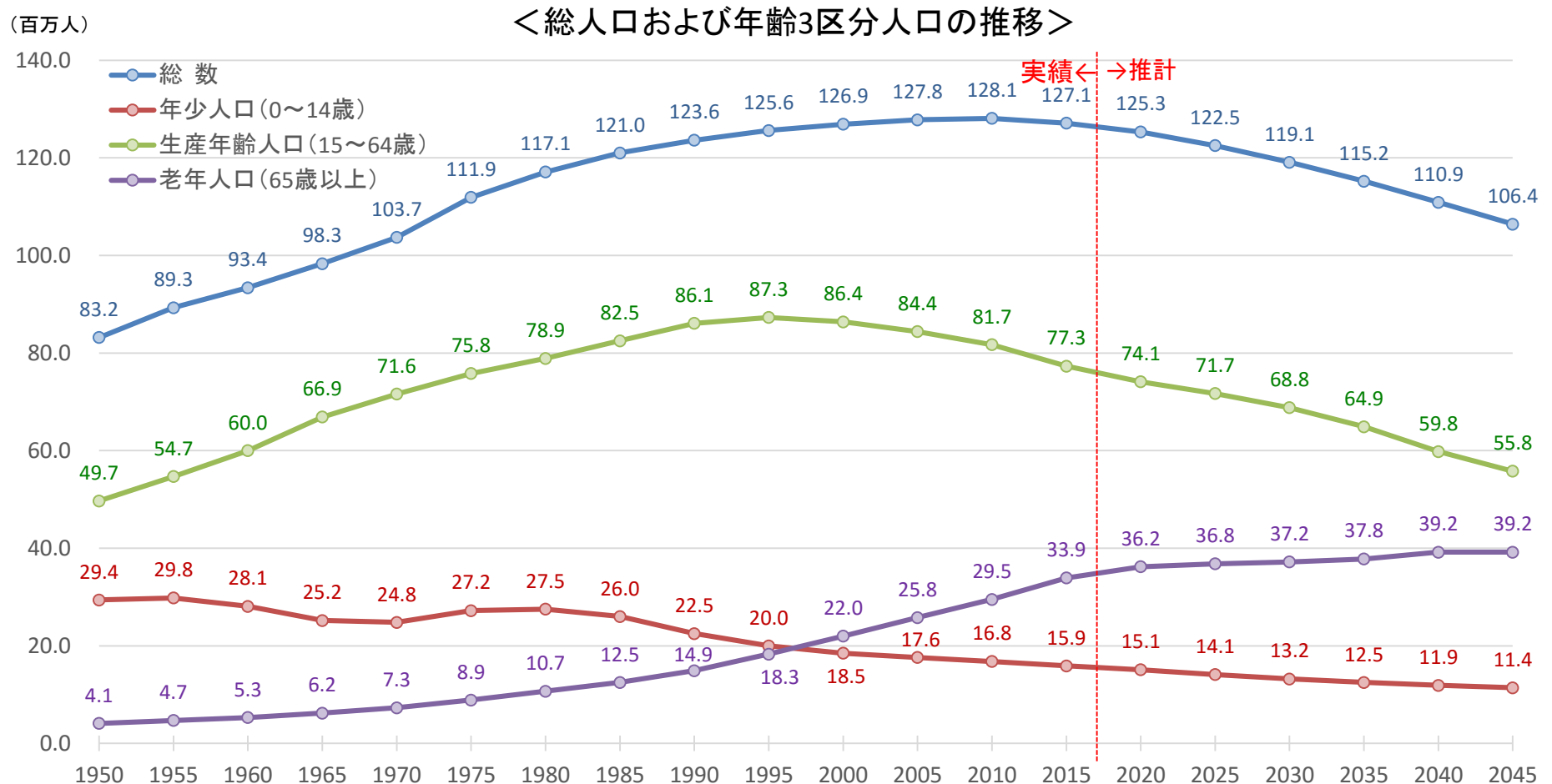
文部科学省 初等中等教育局



文部科学省

人口推移の予測

○ 総人口は2008年をピークに減少を始め、2040年には1億1,000万人程度となる。生産年齢人口の減少も加速し、2040年には毎年100万人程度の減少が見込まれる。

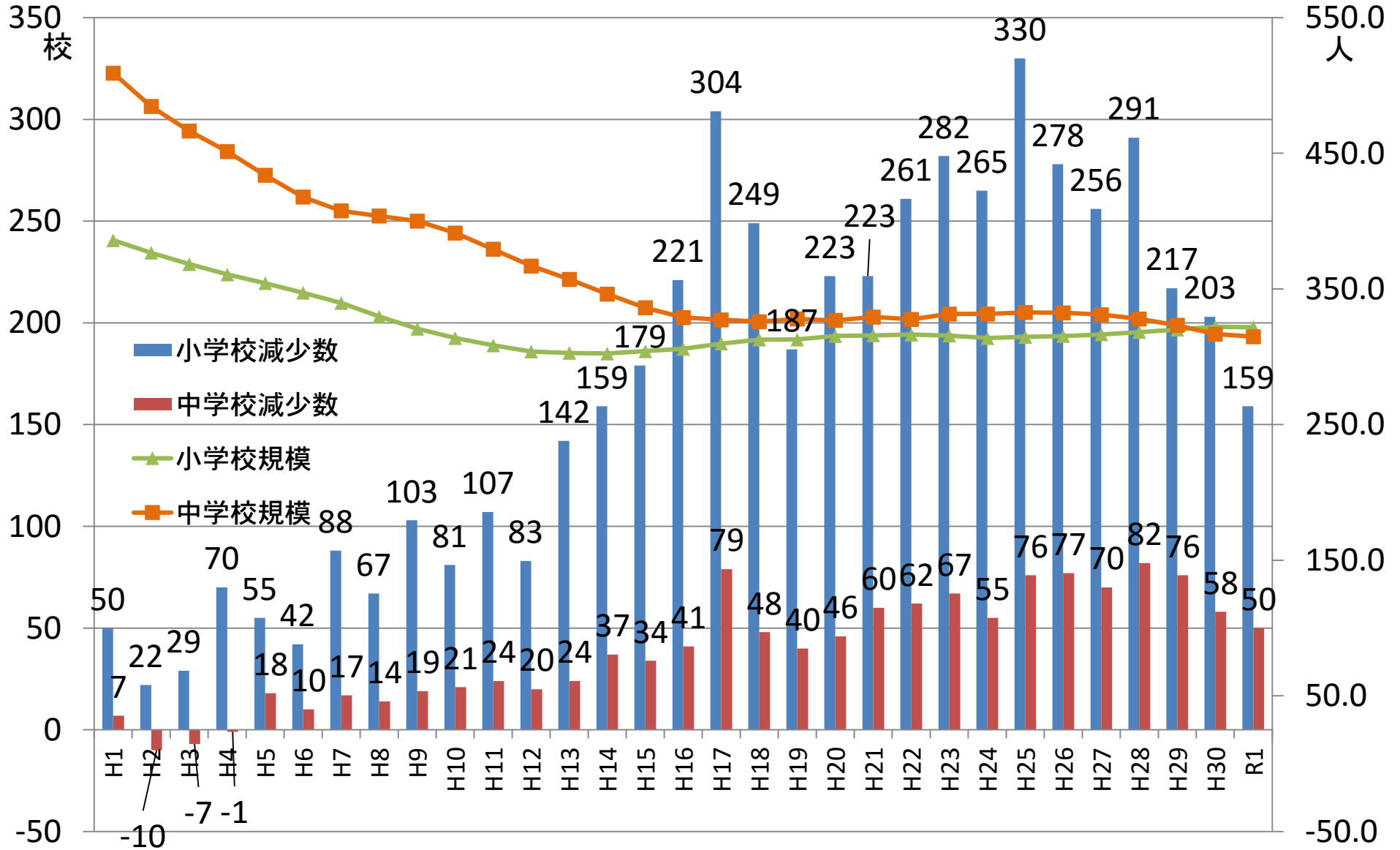


出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」（出生中位(死亡中位)）
 ※1950-1970年は沖縄県を含まない。実績は年齢不詳を按分した人口による。

近年の学校増減数と学校規模の推移

(学校減少数)

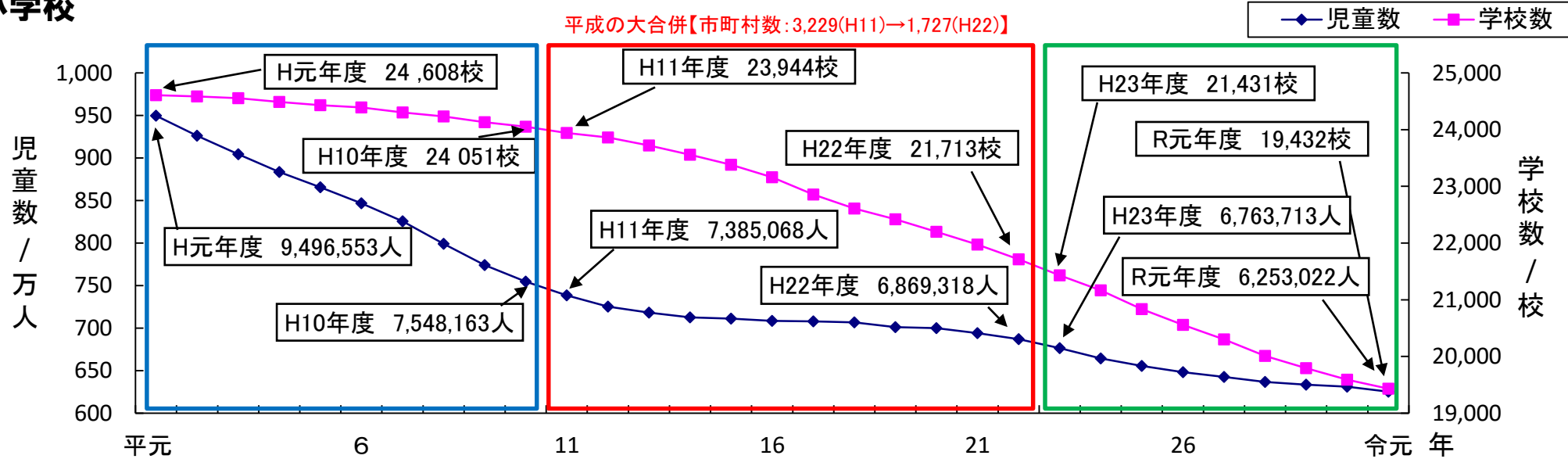
(学校規模)



※公立の小中学校の推移。 ※分校も1校と数える。 学校基本調査より

公立小学校の数と児童数の推移

小学校



出典：学校基本調査（文部科学省）
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

● 平成元年度～平成10年度

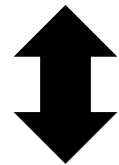
⇒ 児童数 $\Delta 1,948,380$ 名 小学校数 $\Delta 557$ 校

● 平成11年度～平成22年度（平成の大合併）

⇒ 児童数 $\Delta 515,750$ 名 小学校数 $\Delta 2,231$ 校
(参考:市町村数 $\Delta 1,502$)

● 平成23年度～令和元年度

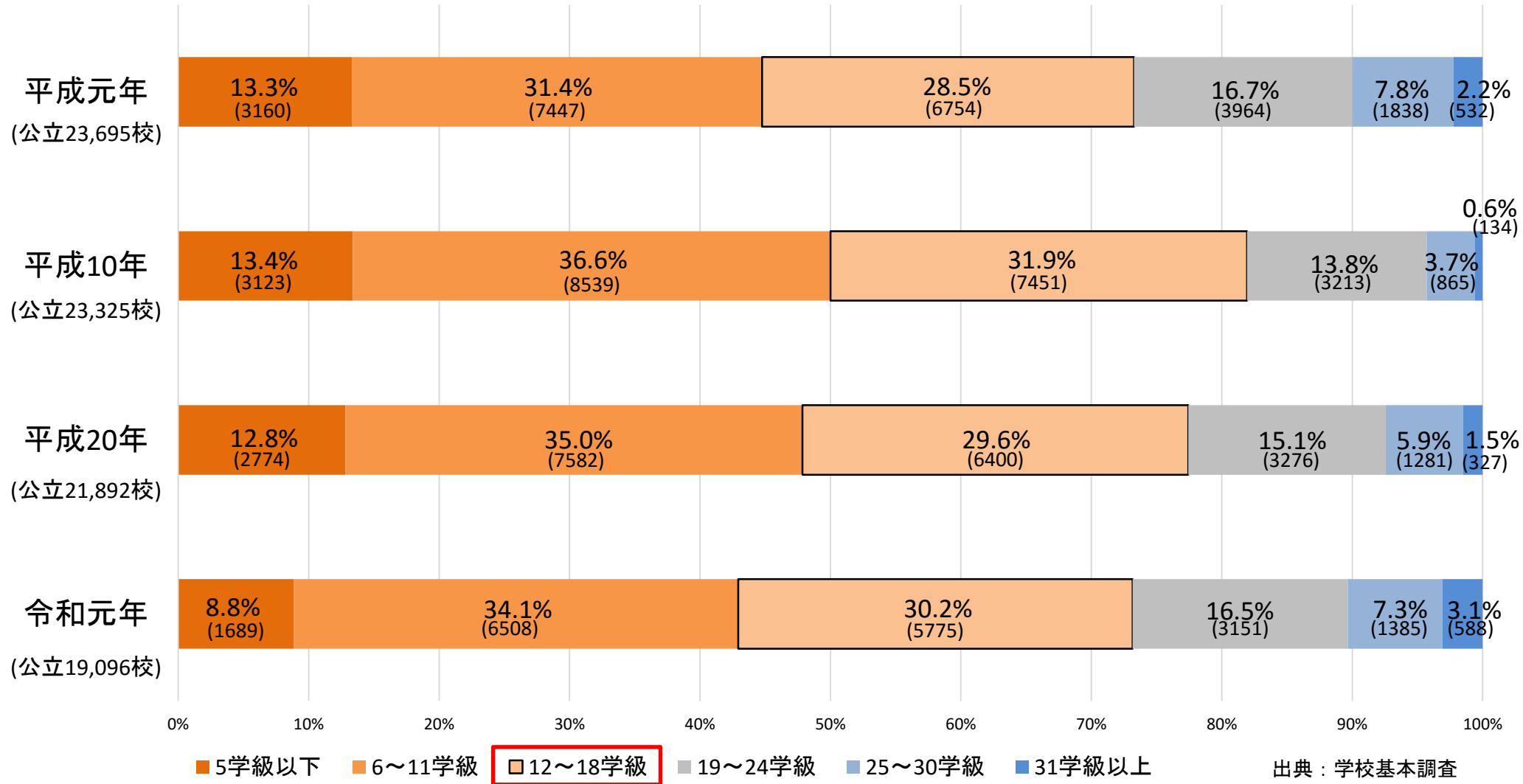
⇒ 児童数 $\Delta 510,691$ 名 小学校数 $\Delta 1,999$ 校



現在も「平成の大合併」の間と同じ
ようなペースで小学校の数は減少

公立小学校の学級規模別学校数 (割合) の推移

※グラフ中の () 内の数字は全体の学校数 (0学級の学校数を除く) に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



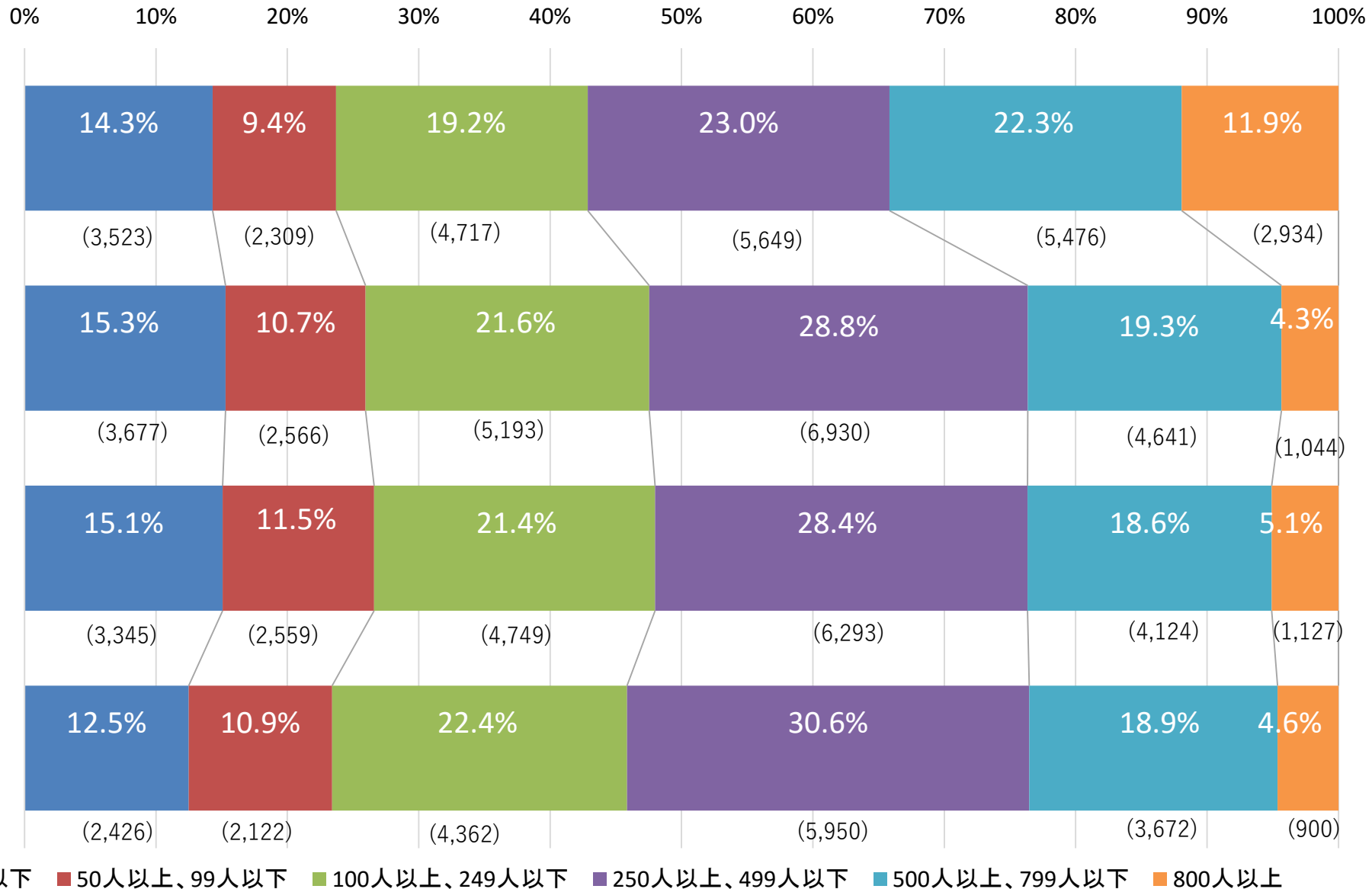
出典：学校基本調査

標準規模

【学校教育法施行規則第41条】
 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

学校規模（全児童生徒数）別学校の割合

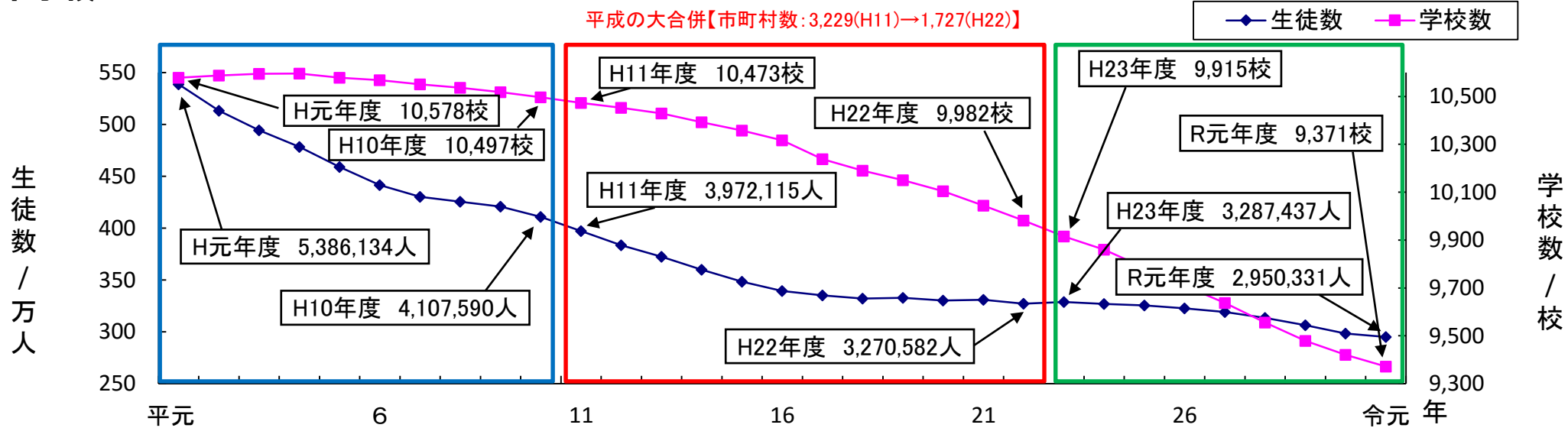
小学校



※対象は公立の小中学校。 ※分校も1校と数える。 ※カッコ内は校数を表す。 学校基本調査より

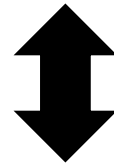
公立中学校の数と生徒数の推移

中学校



出典：学校基本調査（文部科学省）
総務省ウェブサイト「市町村数の変遷と明治・昭和の大合併の特徴」

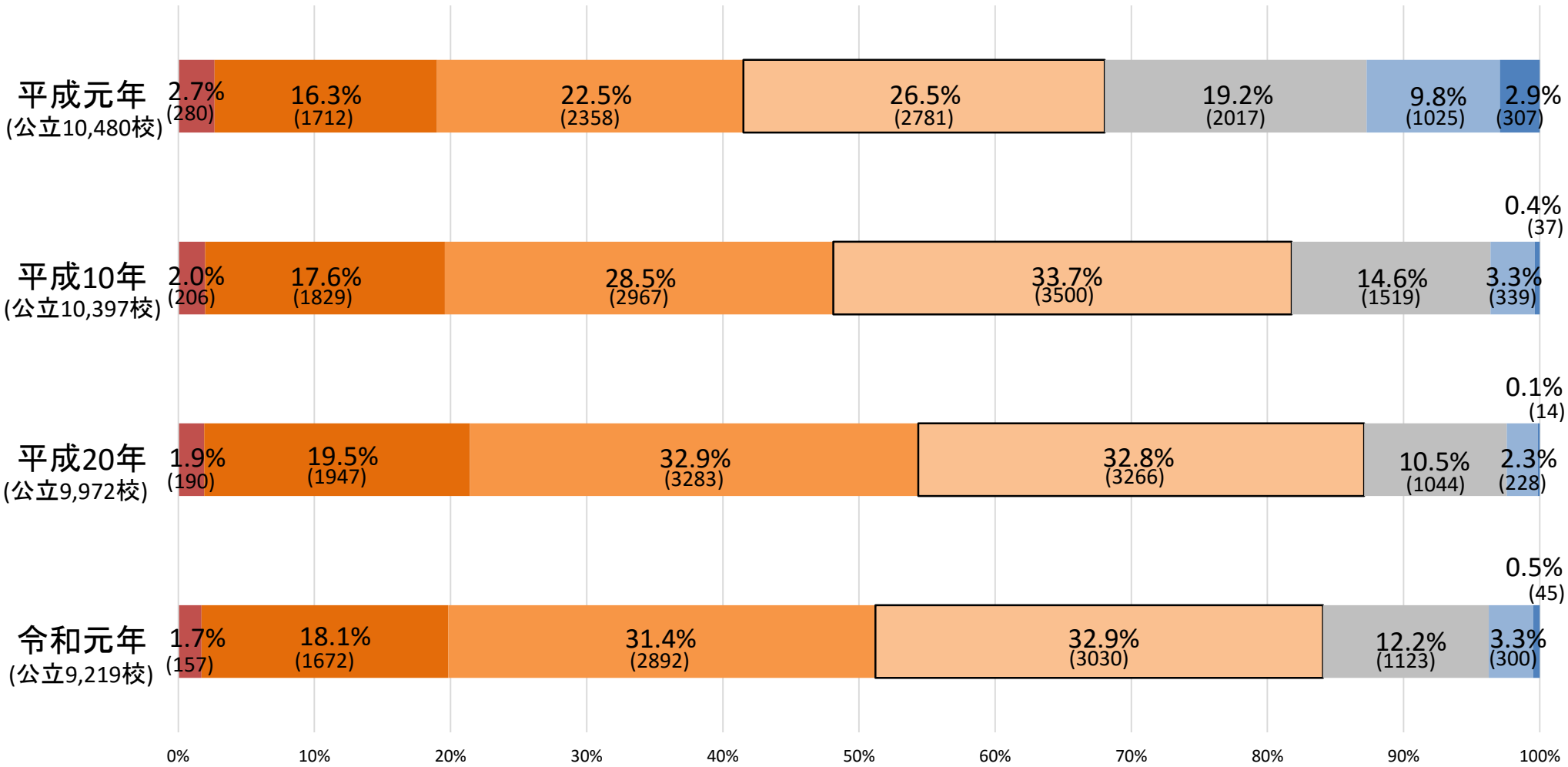
- 平成元年度～平成10年度
⇒ 生徒数 $\Delta 1,278,544$ 名 中学校数 $\Delta 81$ 校
- 平成11年度～平成22年度 (平成の大合併)
⇒ 生徒数 $\Delta 701,533$ 名 中学校数 $\Delta 491$ 校
(参考:市町村数 $\Delta 1,502$)
- 平成23年度～令和元年度
⇒ 生徒数 $\Delta 337,106$ 名 中学校数 $\Delta 544$ 校



現在も「平成の大合併」の間と同じようなペースで中学校の数は減少

公立中学校の学級規模別学校数 (割合) の推移

※グラフ中の () 内の数字は全体の学校数 (0学級の学校数を除く) に占める割合
 ※学校数は本校の数、分校を含まない
 ※特別支援学級を含む



■ 2学級以下 ■ 3~5学級 ■ 6~11級 ■ 12~18学級 ■ 19~24学級 ■ 25~30学級 ■ 31学級以上

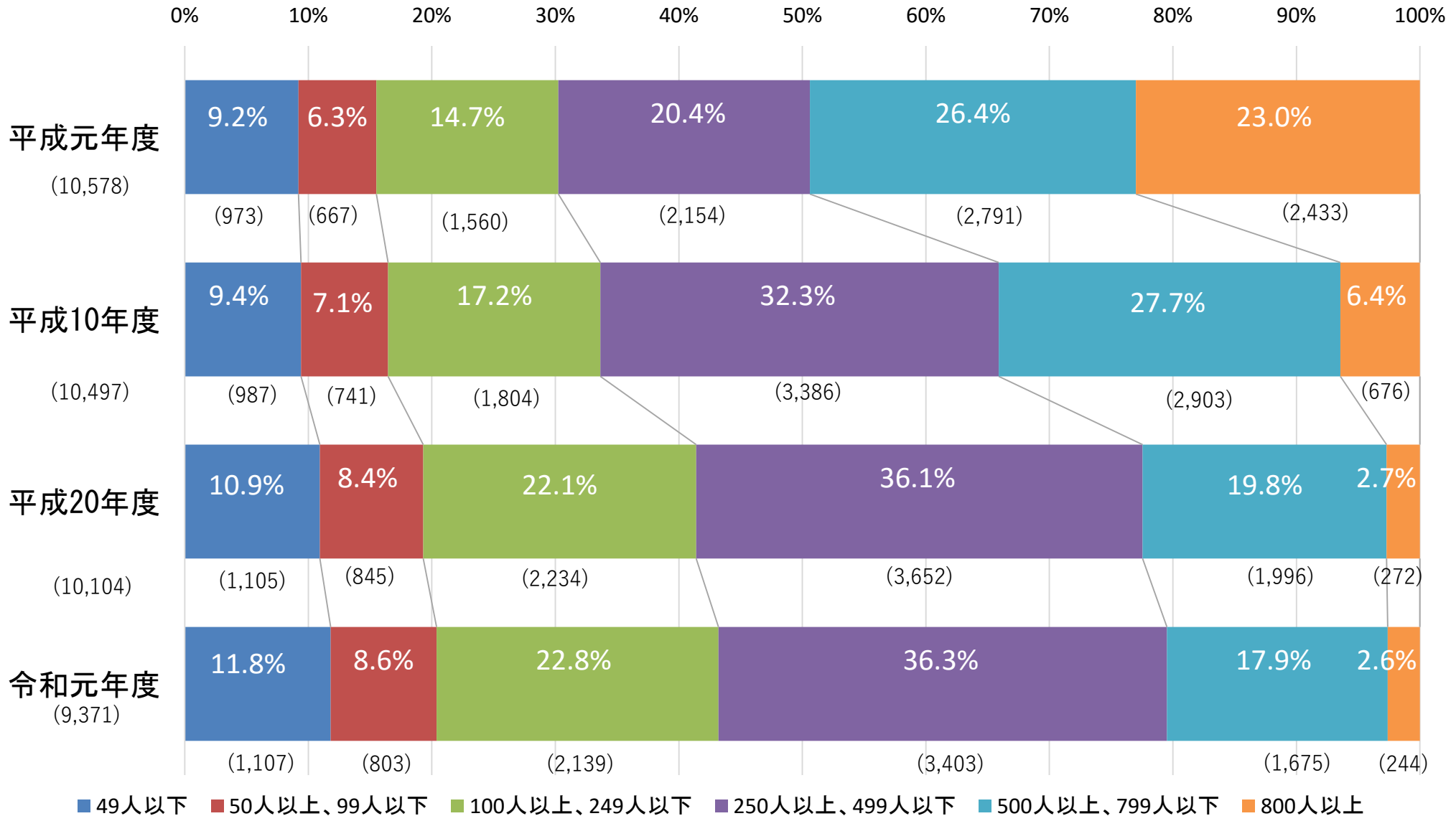
出典：学校基本調査

標準規模

【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
 中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

学校規模（全児童生徒数）別学校の割合

中学校



「令和の日本型学校教育」の構築を目指して(中間まとめ)【概要】

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

令和2年10月7日
中央教育審議会初等中等教育分科会

第I部 総論

1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

- 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来
- 新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要

2. 日本型学校教育の成り立ちと成果、直面する課題と新たな動きについて

成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割
①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障（安全・安心につながる可以保证居場所・セーフティネット）

課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化（特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加、貧困、いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等）
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下、教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化、人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

学校における働き方改革や、GIGAスクール構想の実現といった動きも加速・充実させ、
新学習指導要領を着実に実施しながら、従来の日本型学校教育を発展させた新しい時代の学校教育を実現する必要

3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

個別最適な学び（「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化) を学習者側の視点から整理した概念)

それぞれの学びを往還

協働的な学び

指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識等を確実に習得させるため、ICTの活用や専門性の高い教師によるより支援が必要な児童生徒へのより重点的な指導などによる効果的な指導
- 子供たち一人一人の特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行うとともに、自らの学習を調整しながら粘り強く取り組む態度を育成

学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、専門性の高い教師による個々の子供に応じた学習活動の提供
- 自ら学習を調整するなどしながら、その子供ならではの課題の設定、子供自身による情報の収集、整理・分析、まとめ・表現を行う等、主体的に学習を最適化することを教師が促す

- 知・徳・体を一体的に育むため、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いなど様々な場面でのリアルな体験を通じた学びやICTの活用による他の学校の子供たちとの学び合いなど
- 学校ならではの協働的な学び合いや、地域の方々をはじめ多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、持続可能な社会の創り手として必要な資質・能力を育成

子供の学び

幼児教育

- 小学校との円滑な接続、質の評価を通じPDCAサイクルの構築等により、質の高い教育を提供
- 身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で達成感を味わいながら、全ての幼児が健やかに育つことができる

義務教育

- 先端技術の活用等による資質・能力の確実な育成、一人一人の興味・関心等に応じ意欲を高めやりたいことを深められる学びの提供
- 学校ならではの協働的な学び合い、多様な他者と協働した探究的な学びなどを通じ、地域の構成員の一人としての意識を育成
- 生活や学びにわたる課題(虐待等)の早期発見等による安全・安心な学び

高等学校教育

- 社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力や、社会の形成に主体的に参画するための資質・能力が育まれる
- 地方公共団体、企業、高等教育機関、国際機関、NPO等の多様な関係機関との連携・協働による地域・社会の課題解決に向けた学び
- 多様な子供たち一人一人に応じた探究的な学びや、STEAM教育など実社会での課題解決に生かしていくための教科等横断的な学び

教職員の姿

- 教師が学校教育を取り巻く環境の変化を前向きに受け止め、教職生涯を通じて学び続け、子供たち一人一人の学びを最大限に引き出す役割を果たしている
- 多様な人材の確保や教師の資質・能力の向上により質の高い教職員集団が実現し、多様なスタッフ等とチームとなり、校長のリーダーシップの下、家庭や地域と連携しつつ学校が運営されている
- 働き方改革の実現により教師が創造的で魅力ある仕事であることが再認識され、志望者が増加し、教師自身も志気を高め、誇りを持って働くことができている

子供の学びや教職員を支える環境

- 小中高における1人1台端末環境実現、デジタル教科書等の先端技術や教育ビッグデータを活用できる環境の整備等による指導・支援の充実、校務の効率化等
- 災害や感染症発生時でも不安なく学習継続できる学校施設の整備、教職員配置の在り方も含めた新しい時代の学びの環境整備
- 小中連携、学校施設の複合化・共用化等の促進を通じた魅力的な教育環境の実現

4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆ これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承していく
- ◆ 教職員定数、専門スタッフの拡充等の人的資源、ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割である
- ◆ 一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、**どちらの良さも適切に組み合わせ活かしていく**

全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

(1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

(2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等、多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現、教師同士の役割の適切な分担
- 保護者や地域住民等の学校運営への参加・参画を得ながら、学校運営を行う体制を構築し、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ、学校が家庭や地域社会と連携し、社会とつながる協働的な学びを実現

(3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想が実現されることを最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、学びの質を向上
- 教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、多様な体験活動の重要性が一層高まる中で、ICTを活用しながら協働的な学びを実現し、多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

(4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導、知識の習得の面におけるICTの活用との親和性の高さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義を適切に組み合わせ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重、ICTも活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

(5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- 「新しい生活様式」も踏まえ、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷等を許さない
- 保護者や地域と協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について検討

(6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中、学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け、必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

1. 幼児教育の質の向上について

(1) 基本的な考え方

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、義務教育及びその後の教育の基礎を培うことが目的
- 幼稚園、保育所、認定こども園といった各幼児教育施設においては、集団活動を通して、幼児期に育みたい資質・能力を育成する幼児教育の実践の質の向上が必要
- 教育環境の整備も含めた幼児教育の内容・方法の改善・充実や、人材の確保・資質及び専門性の向上、幼児教育推進体制の構築等を進めることが必要

2. 9年間を見通した新時代の義務教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 我が国のどの地域で生まれ育っても、知・徳・体のバランスのとれた質の高い義務教育を受けられるようにすることが国の責務
- 義務教育9年間を見通した上で、指導方法や教師の養成等の在り方について一体的に検討を進める必要
- 児童生徒が多様化し学校が様々な課題を抱える中であっても、義務教育において決して誰一人取り残さないということを徹底

3. 新時代に対応した高等学校教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験、言語環境等、様々な背景を持つ生徒が在籍しており、多様な実情・ニーズに応じた学びの実現が必要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、その能力を最大限に伸長するためのものに転換
- 産業社会や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様、令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた検討が必要
- 新型コロナウイルス感染症拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加など、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育を巡る状況は変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に促進

5. 増加する外国人児童生徒等への教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 外国人の子供たちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、関連施策の制度設計を行うことが必要
- キャリア教育や相談支援の包括的提供、母語・母文化の学びに対する支援が必要
- 日本人の子供を含め、異文化理解・多文化共生の考え方に基づく教育の更なる取組

6. 遠隔・オンライン教育を含むICTを活用した学びの在り方について

(1) 基本的な考え方

- ICTの活用にあたっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるか、実践を深めていくことが重要
- ICTはこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、日常的な活用が必要であるが、教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えて活用することが重要
- 今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証を進める必要
- 対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ、発達段階に応じ、ICTを活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別最適な学びと協働的な学びを展開

7. 新時代の学びを支える環境整備について

(1) 基本的な考え方

- 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現し、教育の質の向上を図るとともに、新たな感染症や災害の発生等の緊急時にあっても全ての子供たちの学びを保障するため、「GIGAスクール構想」の実現を前提とした新しい時代の学びを支える学校教育の環境整備を図る

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

※詳細は次頁

(1) 基本的な考え方

- 少子高齢化や人口減少等により子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

9. Society5.0時代における教師及び教員組織の在り方について

(1) 基本的な考え方

- AIやロボティクス、ビッグデータ、IoTといった技術が発展したSociety5.0時代の到来に対応し、教師の情報活用能力、データリテラシーの向上が一層重要
- 教師や学校は、変化を前向きに受け止め、求められる知識・技能を意識し、継続的に新しい知識・技能を学び続けていくことが必要であり、教職大学院が新たな教育課題や最新の教育改革の動向に対応できる実践力を育成する役割を担うことも大いに期待
- 多様な知識・経験を持つ人材との連携を強化し、そういった人材を取り込むことで、社会のニーズに対応しつつ、高い教育力を持つ組織となることが必要

8. 人口動態等を踏まえた学校運営や学校施設の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 少子高齢化や人口減少等により子供たちを取り巻く状況が変化しても、持続的で魅力ある学校教育が実施できるよう、学校配置や施設の維持管理、学校間の連携の在り方について検討が必要

(2) 児童生徒の減少による学校規模の小規模化を踏まえた学校運営

① 公立小中学校等の適正規模・適正配置等について

- 教育関係部局と首長部局との分野横断的な検討体制のもと、新たな分野横断的実行計画の策定等により教育環境の向上とコスト最適化
- 義務教育学校化を含む自治体内での統合、分校の活用、近隣自治体との組合立学校の設置等による学校・学級規模の確保
- 少人数を活かしたきめ細かな指導の充実、ICTを活用した遠隔合同授業等による小規模校のメリット最大化・デメリット最小化

② 義務教育学校制度の活用等による小中一貫教育の推進

- 小中一貫教育の優良事例の発掘、横展開

③ 中山間地域や離島などに立地する学校における教育資源の活用・共有

- 中山間地域や離島等の高校を含めたネットワークを構築し、ICTも活用してそれぞれが強みを有する科目の選択的履修を可能とし、小規模校単独ではなし得ない教育活動を実施

(3) 地域の実態に応じた公的ストックの最適化の観点からの施設整備の促進

- 児童生徒の多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化
- 地域の実態に応じ、小中一貫教育の導入や学校施設の適正規模・適正配置の推進、長寿命化改良、他の公共施設との複合化・共用化など、個別施設計画に基づく計画的・効率的な施設整備

文部科学省におけるこれまでの取組①

①「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定

⇒ 学校統合の適否やその進め方、小規模校を存置する場合の充実策等について、地方自治体が検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素、留意点等を取りまとめ、地方自治体の主体的な取組を総合的に支援。(平成27年1月27日)

②「学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査」を実施

⇒ 学校規模の適正化に関する各自治体の進捗状況について、統廃合等の件数・経費を含め、調査・公表。(平成26年度より隔年実施)

③フォーラムの開催

⇒ 令和元年11月に市町村の担当者等(約170名)を対象として、専門的な研究者からの講演や県及び市町村による先進的な取組事例についての発表を通して、魅力ある学校づくりに向けた施策の参考となる情報を提供するフォーラムを開催。参加者からは、「教育委員会が先導して少人数の中で学ばざるを得ない子供たちのために魅力化を進めていくことの重要性を感じた」「それぞれの自治体でどんな子供を育てたいのかというビジョンのもとに学校再配置を考えることが基本であり、それが地域の方々の理解と協力を得る上で大切だと思う」「地域の実情に合った学校の在り様について話が聞けて良かった」などの意見があった。

【講演】学校再編・魅力化とネットワーキング(千葉大学貞広教授)

【事例発表】統合へのプロセスと統合の成果と課題(山形県小国町)、小規模校同士の学校間連携による多様な学習活動の展開(兵庫県香美町)、8町村で取り組むふるさと創造学と遠隔合同授業(福島県相双教育事務所、双葉郡内教育委員会代表富岡町教育委員会)

文部科学省におけるこれまでの取組②

④ 教員定数の加配

⇒ 統合校や小規模校の支援のため、教員定数の加配措置を実施。

【加配人数】H29：455人 H30：505人 R元：535人 R2：535人 R3要求・要望：535人

⑤ スクールバス等

⇒ 学校統合等による児童生徒の通学条件の緩和を図るためにスクールバス・ボート等を購入する経費(1/2)を補助。

【予算額】H30：597百万円 R元：602百万円 R2：608百万円 R3要求・要望額：608百万円

【補助実績】R元：110市町村

⑥ 学校統合に伴う公立学校施設整備の国庫補助

⇒ 学校統合に伴う新增築(1/2)や学校統合に伴う既存施設の改修(1/2)に補助。

【予算額】R元：160,816百万円の内数 R元補正：60,615百万円の内数 R2当初：116,479百万円の内数
R3要求・要望：129,502百万円(+事項要求)の内数

【補助実績】R元：統合に伴う新增築事業72件、改修事業109件

⑦ 遠隔教育システム導入実証研究事業

⇒ 多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証を行う。

【予算額】H30：52百万円 R元：47百万円 R2：50百万円

【委託実績】H30：6件 R元：14件 R2：13件

1 基本的な考え方と手引の位置付け

- (基本的な考え方)
- 学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。
 - 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情(学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等)に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
 - コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。

- (手引の位置付け)
- 必ずしも検討が進んでいない市町村も多く、検討に必要な資料の提供等の国による支援が求められている。
 - 学校規模適正化や小規模校の充実策の検討に際しての基本的方向性や考慮すべき要素、留意点等をまとめ、各自治体の主体的な取組を総合的に支援する方策の一環として策定するもの。

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準(12～18学級)を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

(学校運営上の課題)	(児童生徒への影響)
・クラス替えできず人間関係が固定化	・社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
・集団行事の実施に制約	・切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
・部活動の種類が限定	・多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等
・授業で多様な考えを引き出しにくい 等	

【提示例】 小学校 (1～5学級) 複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。

地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

3 学校の適正配置 (通学条件)

- スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準(小学校:4km以内、中学校:6km以内)に加えて、通学時間の基準を設定する場合の目安を提示。

⇒1時間以内を一応の目安として、市町村が判断
(適切な交通手段を確保し、遠距離通学のデメリットを一定程度解消する前提)

4 学校統合を検討する場合の留意事項

●保護者・地域住民と教育上の課題やビジョンを共有し、理解を得ながら検討を進める上での工夫例を提示。

(内容例)

○統合の適否に関する合意形成

- ・小規模の課題の可視化と共有
- ・統合効果の共通理解
- ・保護者や地域代表が参画した統合プランの検討
- ・住民アンケートの実施 等

○魅力ある学校作り

- ・教育課程特例校制度等を活用した魅力的なカリキュラムの導入
- ・コミュニティスクールの推進
- ・小中一貫教育の導入
- ・施設設備の充実 等

○統合により生じる課題への対応

- ・バス通学による体力低下への対応
- ・児童生徒の環境適応支援
- ・廃校校舎の地域拠点としての活用 等

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

●小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

(内容例)

○小規模校の良さを活かす方策

- ・少人数であることを生かした教育活動(外国語の指導や実技指導等)の徹底
- ・個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○小規模校の課題を緩和する方策

- ・小中一貫教育による一定の学校規模の確保
- ・社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ICTの活用による他校との合同授業
- ・小規模校間のネットワークの構築 等

6 休校した学校の再開

●地域全体の振興策を総合的に検討する中で、一旦休校とした学校を再開させる取組に関して、具体的な工夫例を提示。

(内容例)

○一旦休校とした学校の再開に向けた工夫

- ・学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫
- ・山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ
- ・学校再開を想定した休校の校舎等の維持・活用
(宿泊可能な設備の整備、伝統文化の保存・継承組織の活動拠点や芸術家村としての活用) 等

○再開後の小規模校の活性化

- ・小規模校のメリット最大化・デメリット最小化策の重要性
- ・地域の豊かな自然や地域住民とのふれあいの機会等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・国の支援メニューの活用(施設整備・スクールバス購入補助等)
- ・多様な工夫や支援の活用に関する文部科学省に対する直接相談 等

●広域の教育行政を担う各都道府県において、域内の教育の充実発展に責任を持つ立場から、学校の小規模化について市町村のニーズや実情を踏まえた適切な指導・助言・援助を行うことが期待される

⇒市町村の規模によっては単独で十分な検討を行う体制を整備することが困難な場合も想定される

市町村・学校が置かれた状況は極めて多様(例:交通環境の整備状況、市町村合併の状況、人口動態など)

【適正規模・適正配置に関する支援の例】

○基準やガイドライン、手引等の策定

・域内の実態を十分に踏まえて学校規模適正化や小規模校を存置する場合の充実策等に関するガイドライン、手引等の整備

○情報提供機能の強化

・モデル的な統合のシミュレーション結果の情報提供
・全国各地の先進的な取組事例の積極的な収集と情報提供

○カリキュラム開発への支援

・「地域とともにある学校づくり」に向けた取組や、特色ある魅力的なカリキュラムの導入に向けた支援

○財政面での支援

・市町村が行う学校規模適正化の検討に要する費用の一部を補助
・市町村に対して、遠距離通学等に対する事業や校舎の新增築・改修事業等について、国の補助に加えて一定の財政的支援

○人事面での支援

・学校ビジョンの策定段階から統合後の管理職予定者を責任ある立場で関わらせる
・市町村教育委員会の要望を踏まえつつ通常の在任期間を柔軟に取り扱い、統合前の学校の管理職や教職員が統合後も引き続き残るよう配慮
・スクールカウンセラー等の派遣
・統合支援のための教職員定数の加配措置の活用を含めた、必要な教職員の確保

【統合困難な小規模校への支援の充実の例】

設置者のみでは困難なケースもあり得るため、都道府県教育委員会が積極的な支援策を講じることが望まれる

○教職員配置の充実

・国の加配や県単独加配等を活用しつつ、小規模校の教育活動の充実や複式学級の解消
・複数校間での教員の併任による免許外指導の解消や、指導力のある教員による小規模校間巡回と若手教員とのティームティーチング
・複数学校間で小・中学校事務の共同実施の導入による、事務体制の効率化の推進や、教職員間での役割分担の大胆な見直し 等

○教職員研修の充実

・地域の大学等と緊密に連携し、ICT等の活用も含め、小規模校や複式学級設置校のニーズに応じた実践的な研修の充実
・複式指導を専門に担当する指導主事の配置
例:学校現場から力量のある教員を期限を設けて登用
優れた退職人材の有効活用
・担当する教員のニーズを的確に把握し、指導の改善に直結する研修を充実させ、免許外教科指導を解消

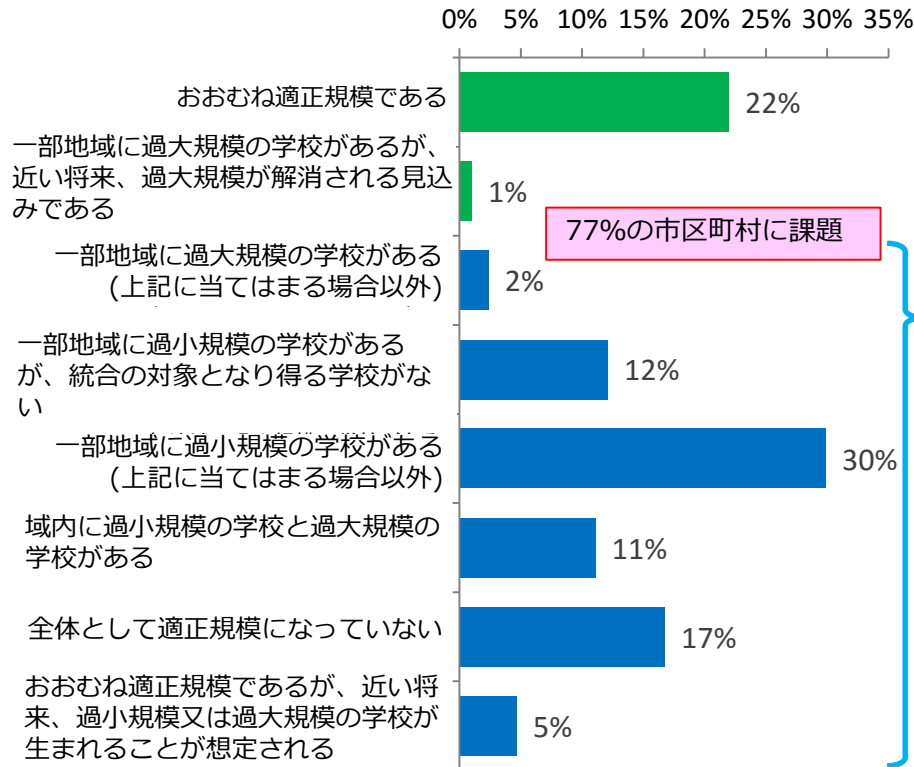
○モデル事業の実施

・へき地教育や複式教育のための研究会の実施や指導資料の作成
・ICTの積極的な活用や小規模校間の連携、社会教育との連携
・地元の教員養成系大学と連携協力の上、小規模化を前提とした学習指導上の工夫や、地域の教育資源を最大限に活用した学校マネジメントや学校教育・社会教育との連携融合の在り方等についての共同研究 等

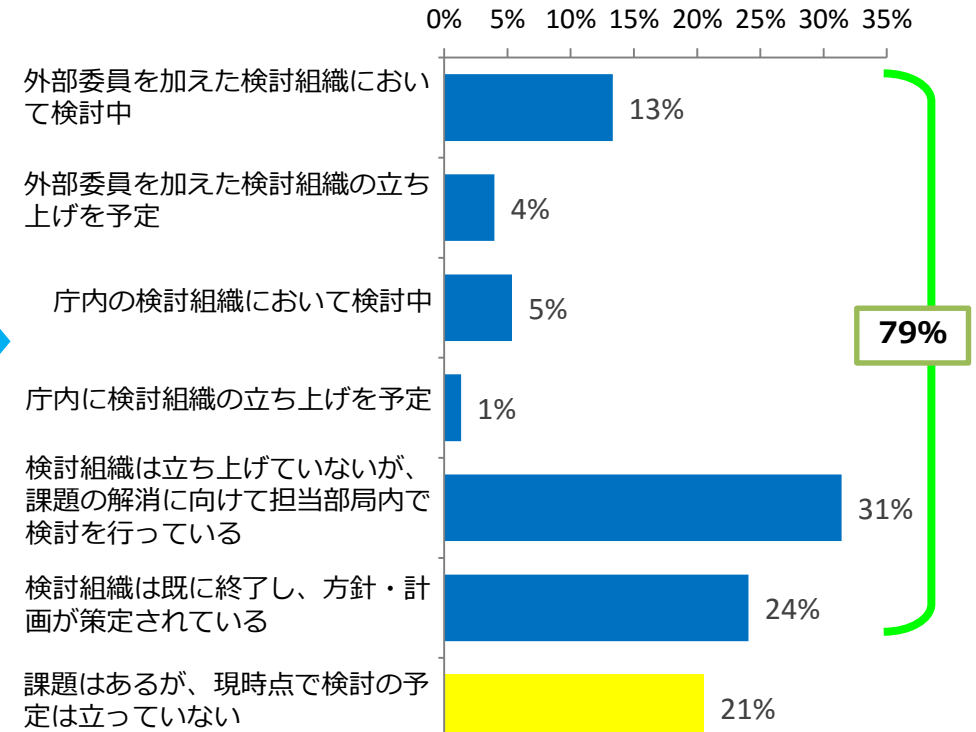
平成30年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

市区町村における学校規模に関する認識と検討状況

◆市区町村の域内の学校の適正規模に関する認識



◆課題を認識している市区町村の課題解消に向けた検討状況



※グラフは数値を小数第一位で四捨五入しているため、合計値が100%にならない。

※KPIの定義等 学校規模について課題を認識している市区町村のうち、課題解消に向けた検討に着手しているものと、既に検討が終了しているものの合計が占める割合

2016(平成28)年度 58% ➡ 2018(平成30)年度 79% ➡ 2021年度 100%

※1「経済・財政再生計画 改革工程表 2017改訂版」における目標値

※2「新経済・財政再生計画 改革工程表 2018」における目標値

※ 調査対象/調査時点:全市区町村/平成30年8月1日、全都道府県/平成30年10月22日

■ 統合事例件数 平成29、30年度の2年間 277件（689校 → 283校）

【統合して開校した年度】

- ・平成29年度 127件
- ・平成30年度 148件
- ・その他（複数年度に渡って計画的に統合した事例） 2件

～参考～

平成26年度	216件
平成27年度	202件
平成28年度	221件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 184件
- ・中学校同士の統合 55件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 29件
- ・施設一体型の小中一貫校の整備を含む小学校同士又は、中学校同士の統合 9件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 97件 → 統合後 203件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 36%
20分以上30分未満 30%
- ・中学校 30分以上40分未満 41%
40分以上50分未満 20%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 83%
- ・上記以外の別敷地 17%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增築 23% ・改修 20%
- ・改修+増築 9% ・特になし 48%

【統合に伴い、多額の費用を要したものの、統合前後を比較して大幅に費用の変動が生じたもの】

- ・校舎等の新增築、改修、解体 140件
平均 134,241万円
- ・スクールバスの導入、運行、維持管理 70件
平均 2,274万円

■ 統合前後における教職員の人数の変動

【小学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 32.8人 → 統合後の教職員数 25.2人

【中学校】（2校を統合した場合の平均）

- ・統合前の教職員数 35.7人 → 統合後の教職員数 25.7人

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における小中学校の規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 4%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 77%
- ・一部の市区町村において検討課題 19%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 11% / 要請に応じて支援している 79%

- (内容)・激変緩和のための学習面・生活面の支援の観点からの人事面での措置 52%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 52% 等

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 85%

- (内容)・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 83% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 98%
- ・施設整備への補助 85%
- ・スクールバス導入費用への補助 81%
- ・統合が困難な小規模校等への支援の充実 64% 等

市区町村調査

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 90%
- ・地域コミュニティの維持 62%
- ・地理的要因、交通事情 60% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 82%
- ・施設整備への補助 77%
- ・スクールバス導入費用への補助 59% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新增築・改修事業への補助 73%
- ・事務量・調整業務増に対する人事面での措置 61%
- ・スクールバス・ボートへの補助 58%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 57%
- ・通学対策事業への補助 55%
- ・学習・生活面の支援に係る人事面での措置 55% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 75% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

積極的に取り組んでいる 28% / 取り組んでいる 55%

- (内容)・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
- ・きめ細かな指導の徹底 81%
 - ・意図的に全員に様々な役割を経験させる 67%
 - ・体験的な学習、校外学習の頻繁な実施 56%
 - ・保護者地域と連携した効果的な生徒指導・進路指導 52% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

積極的に取り組んでいる 20% / 取り組んでいる 58%

- (内容)・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施 73% 等

少子化に対応した活力ある学校教育への支援策（教職員加配（R3要求））

①専科指導に積極的に取り組む複数の学校への支援（R2創設） 201人

小学校の教師の持ち授業時数の軽減や、少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点を踏まえ、子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年において専科指導等に積極的に取り組む複数の学校を支援。

※加配要件

- ① 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群で運営を行うこととしていること。
- ② 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。

②統合加配（H26創設） 460人

学校統廃合により学級数が減少する場合に教職員定数の減少を緩和する加配定数を措置。

※ 小学校の場合は統合前1年～統合後5年目までの6年間、
中学校の場合は統合前1年～統合後2年目までの3年間、活用が可能。

③小規模校への教員定数の加配（H27創設） 75人

複式学級が置かれるような小規模な学校において、実質的に複式学級を解消するために活用することが可能な加配定数を措置。

子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年において専科指導に積極的に取り組む学校への支援

該当する学校群の要件

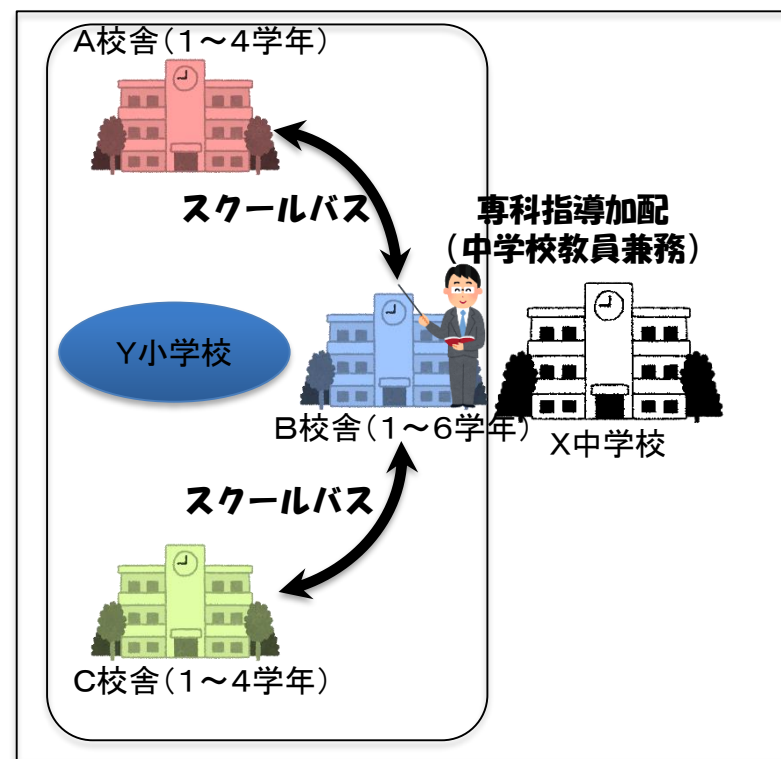
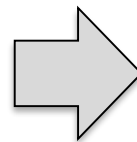
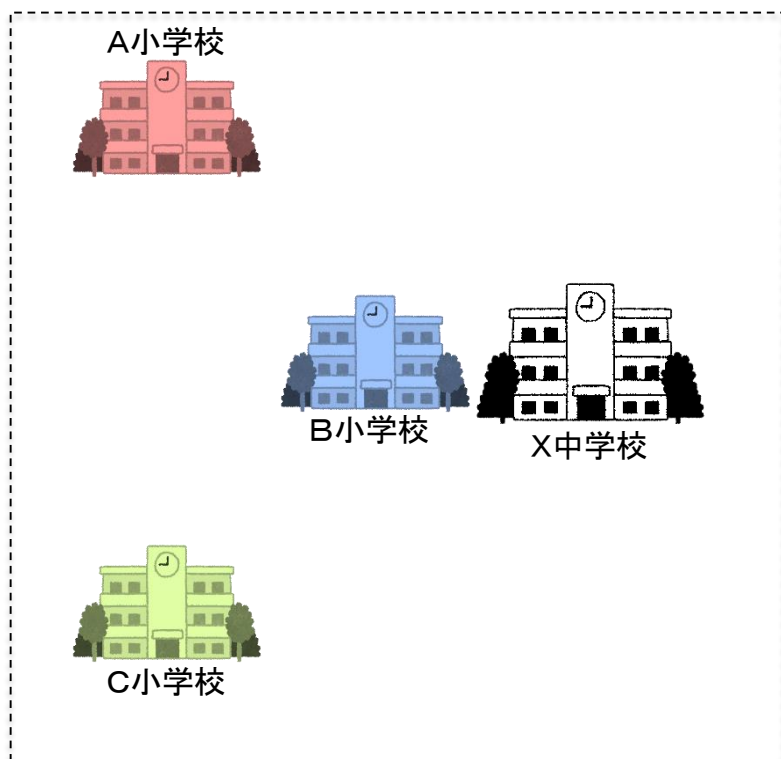
- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助）

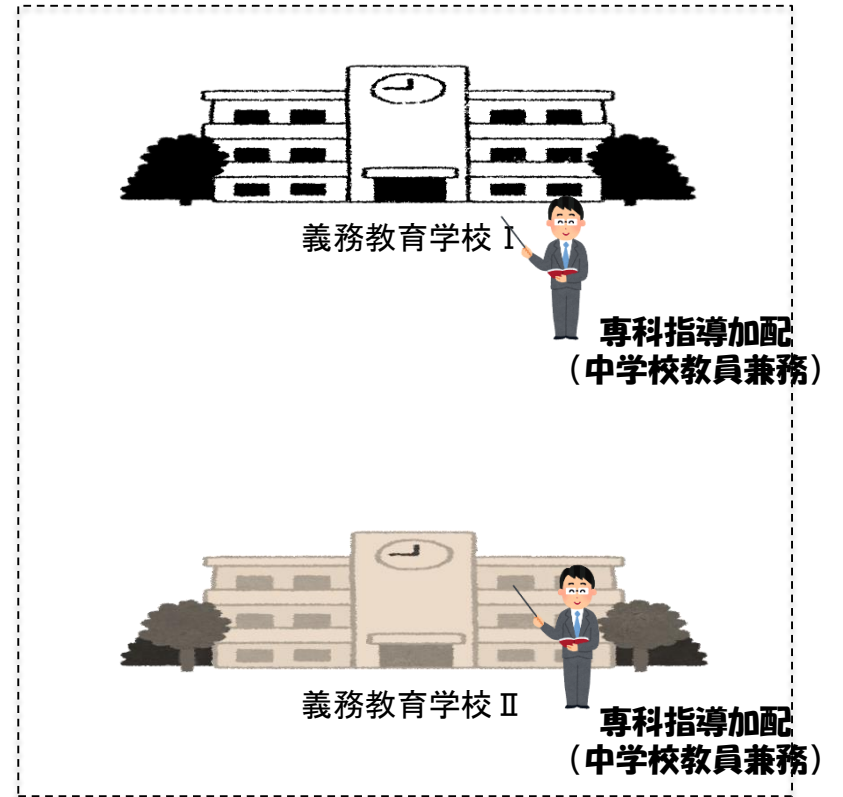
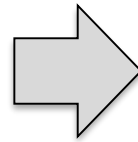
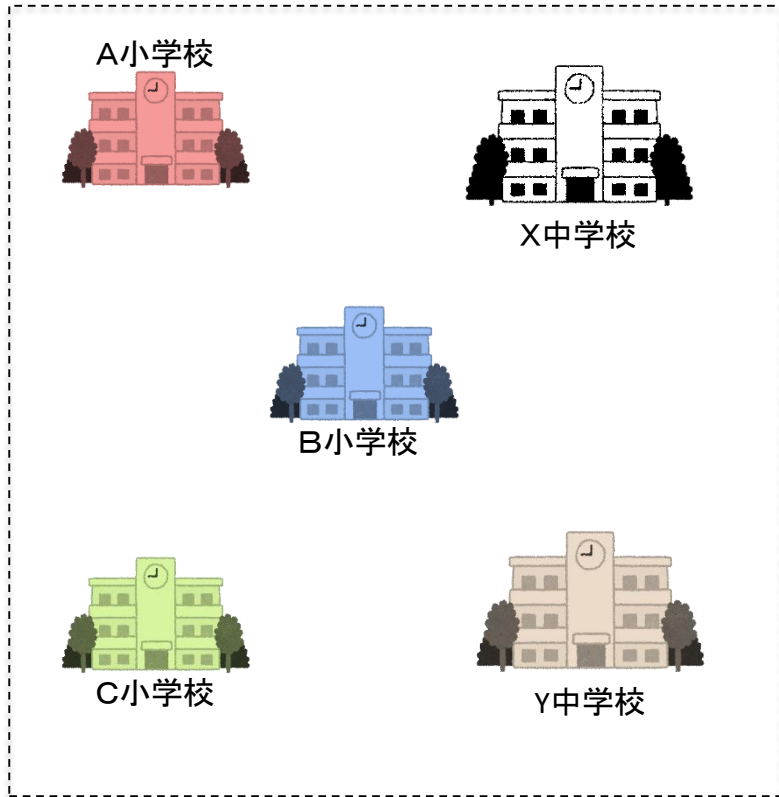
<加配> 小学校高学年の専科指導に積極的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。

<スクールバス> 学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に教科担任制を導入する例



I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在するへき地学校等の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容

(1) スクールバス等購入費 608百万円(608百万円)

へき地学校、過疎地域等及び学校統廃合に係る小・中学校等の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

(2) 遠距離通学費等 1,305百万円(1,305百万円)

- 学校統廃合に伴う小中学校等への遠距離通学に要する児童生徒の交通費を負担する市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)
- 激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小中学校等への児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助(補助期間:5年間)

(3) 離島高校生修学支援事業 238百万円(238百万円)

高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

(4) その他 204百万円(204百万円)

寄宿舎居住費、高度へき地修学旅行費(3~5級地)、保健管理費 等

【補助対象一覧】

区分	へき地学校	過疎地域等	学校統合	激甚災害指定時	高校未設置離島
スクールバス等購入費	○	○	○		
通学費			○	○	○
寄宿舎居住費	○	○	○		○
下宿等居住費					○
修学旅行費	○				
保健管理費	○				

補助率

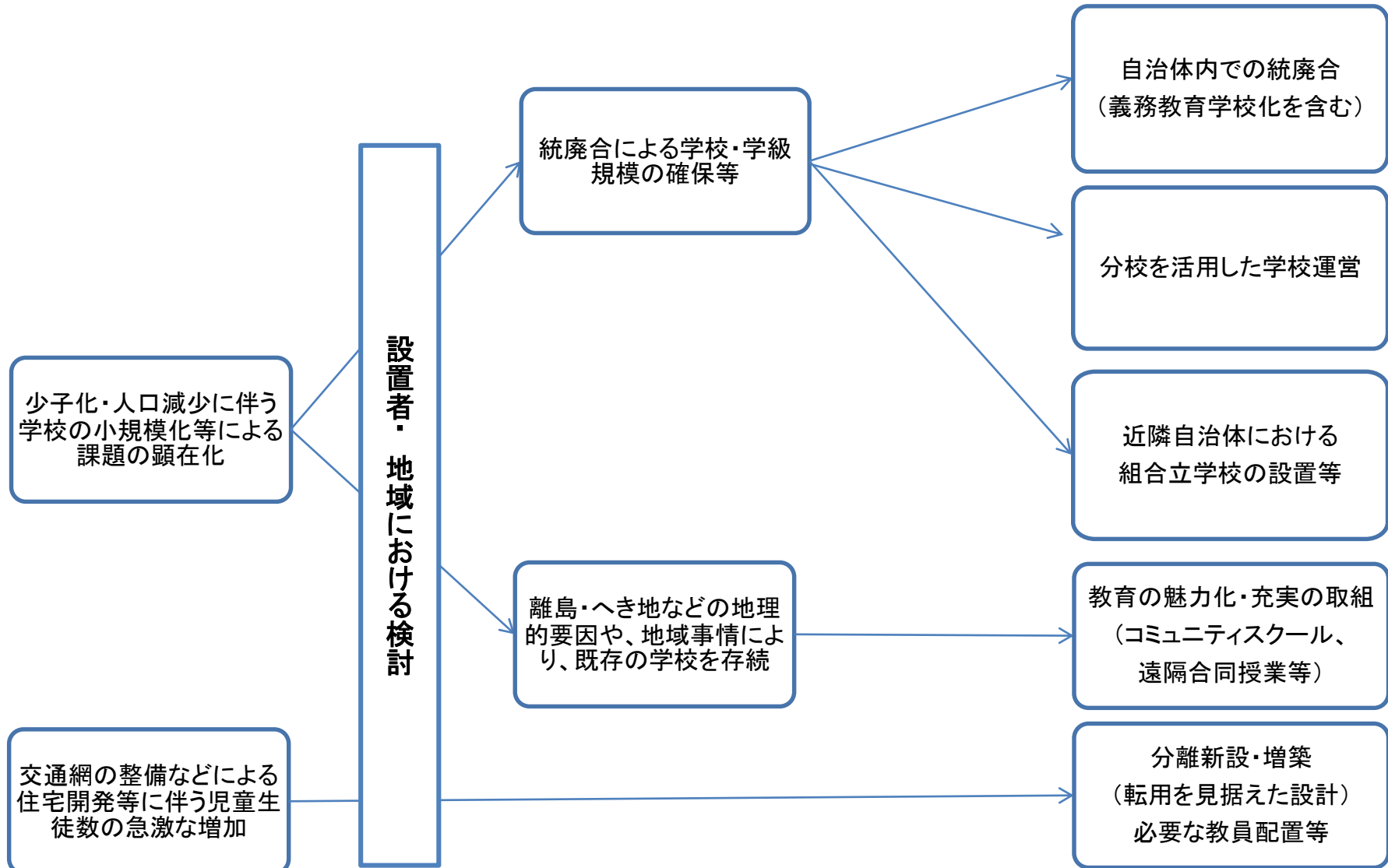
1 / 2 (高度へき地修学旅行費で過去3か年の財政力指数0.4未満の市町村は2 / 3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1 / 3)

実施主体

都道府県・市町村

今後の学校規模の適正化の在り方について

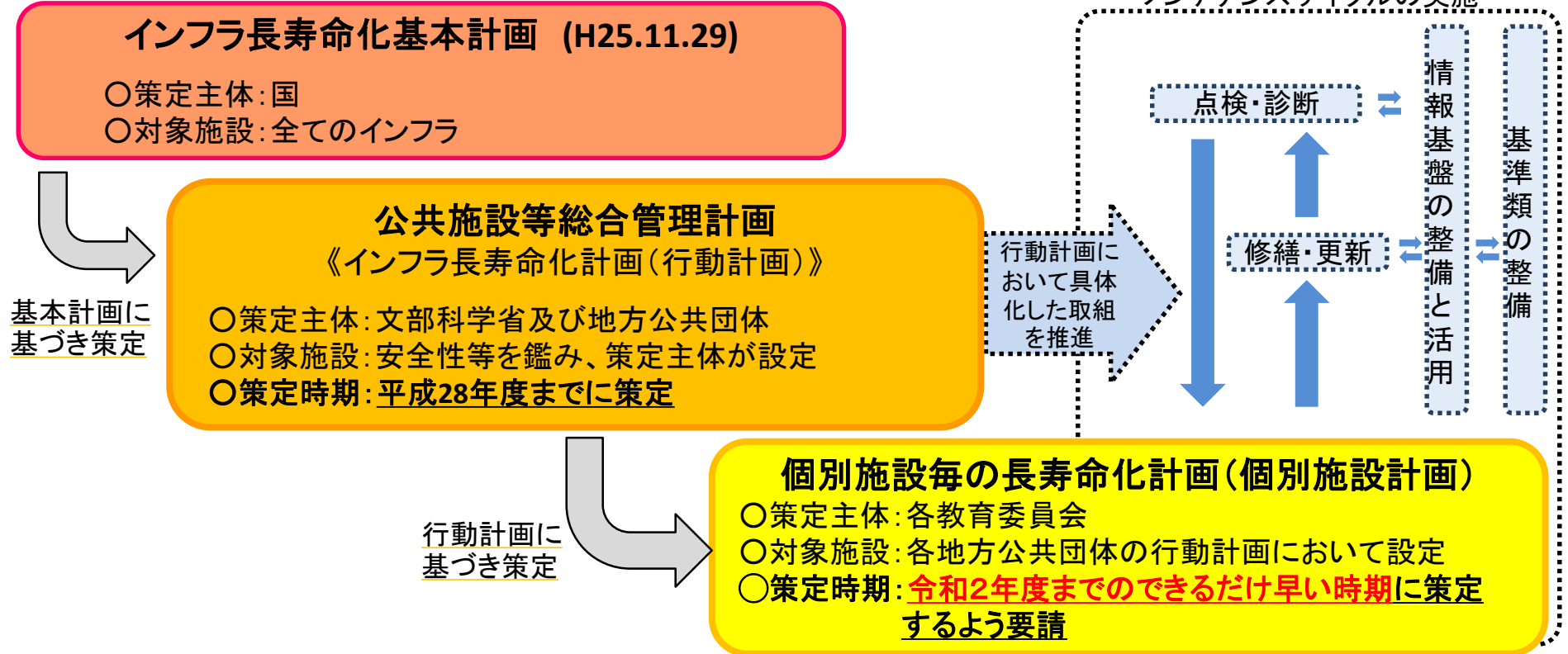
- 今後、更なる人口減少等を見据え、効果的な学校運営や、他施設との共用を含む学校施設の在り方について、好事例の発掘や横展開を行っていくことが求められる。
- 引き続き、児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、設置者における主体的な検討を尊重しながら、状況に応じた適切な支援を検討。



インフラ長寿命化基本計画について

- 国、地方公共団体等が丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため策定された「インフラ長寿命化基本計画」等に基づき、各地方公共団体等が「個別施設毎の長寿命化計画(個別施設計画)」を策定する。
- 学校施設の個別施設計画は、児童生徒や教職員等の安全・安心を確保し、各施設に必要な機能を維持するため中長期にわたる整備の内容や時期、費用等を具体的に表した計画であり、**限られた財源の中で施設を長寿命化しながら維持管理・更新コストの縮減・平準化を図る**など、**戦略的に施設整備を進める点で重要なもの**。

○インフラ長寿命化基本計画の体系(公立小中学校の場合)



※ 公共施設の4割を占める学校施設の状況は、公共施設等総合管理計画においても重要な検討材料。可能な限り速やかに検討に着手することが重要。

個別施設計画策定を促進するための支援策

「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」の作成
(平成27年4月)

平成25年11月に策定された「インフラ長寿命化基本計画」において令和2年度までに個別施設毎の長寿命化計画の策定が求められたことを踏まえ、長寿命化計画に盛り込むべき事項、記載事例、留意事項等を整理した手引を作成。

「学校施設の個別施設計画策定支援事業」の実施
(平成27年度～29年度)

全国の地方公共団体のモデルとなる学校施設の個別施設計画策定に係るモデル事業を実施し、策定実績の積み上げ。

「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の作成
(平成29年3月)

手引に基づき、学校施設の長寿命化計画の標準的な様式を示すとともに、より具体的に留意点等を解説した解説書を作成。解説書付属のエクセルソフトの活用により、計画の対象となる建物情報の整理や維持更新コストの試算が可能。

「解説書の講習会」等による策定に関する説明
(平成29年度～)

解説書を用いて計画策定の進め方を解説するとともに、地方公共団体の事例を紹介する講習会を全国主要都市で開催。

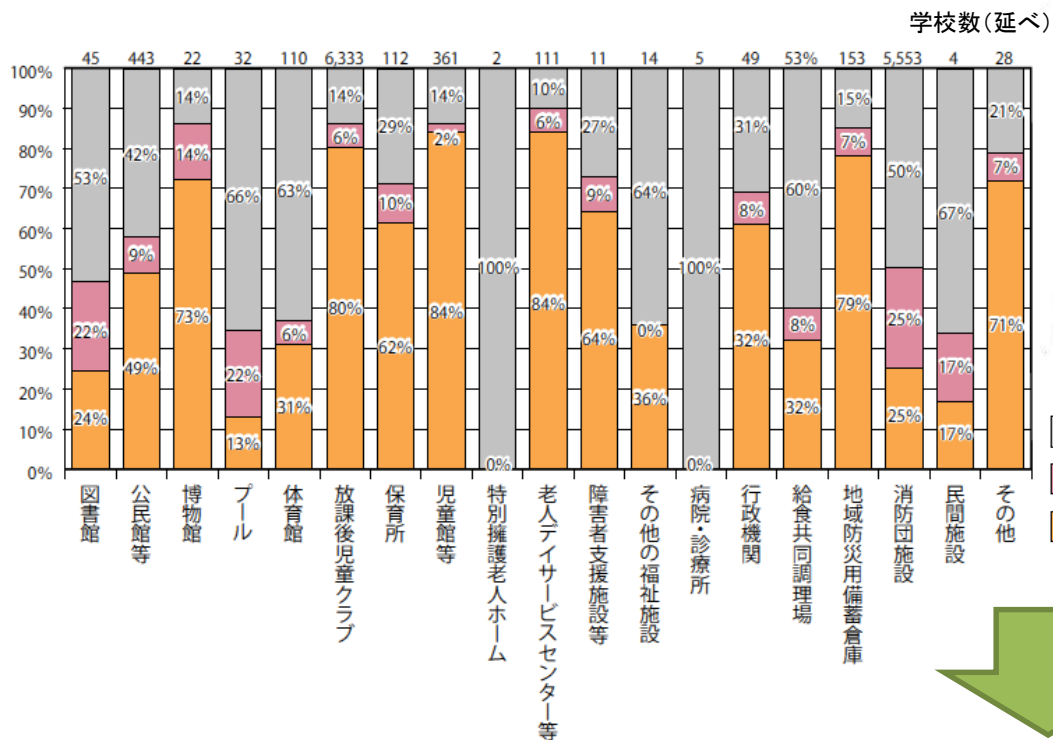
「個別施設計画策定取組事例集」の作成
(平成31年3月)

文部科学省が作成した手引等を活用しつつ限られた予算内の中で計画を策定した事例や、専門業者の知見を活用しながら事務職員が中心となって計画を策定した事例等について、計画策定にあたっての体制づくりやスケジュール等を紹介。

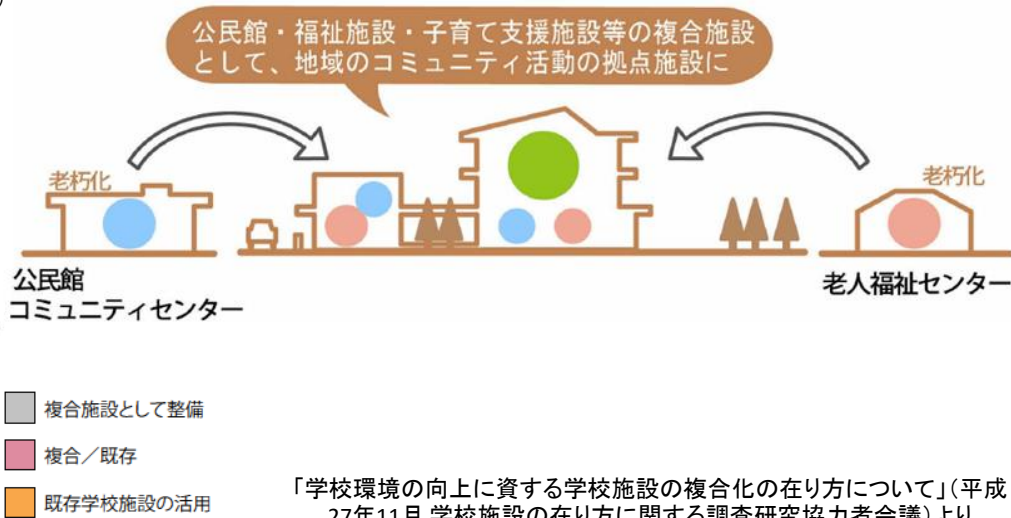
学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について

学校施設の複合化・共用化を行うことにより、**施設機能の高機能化・多機能化に伴う児童生徒や地域住民の多様な学習環境の創出、公共施設の有効活用、財政負担の軽減等につながる**ことが期待される。

既存学校施設を活用して複合化したものの割合



学校施設と他の公共施設等との複合化イメージ



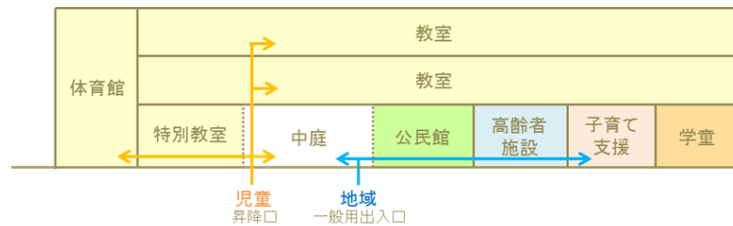
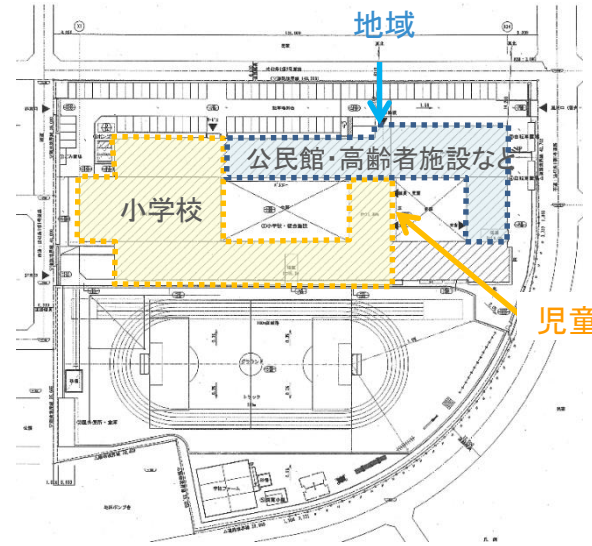
個別施設計画を実行性のあるものとするためには、**少子化に対応した学校づくりや、学校を中心とした他の公共施設との複合化・共用化について、地域の実情に応じて検討し、その結果を計画に反映させる**ことが重要。

埼玉県吉川市立美南小学校

(老人福祉施設、子育て支援センターとの複合施設)



学校の特別教室と公民館の間に設けられた学校と地域が共有する中庭

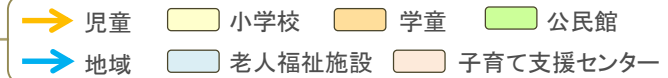


施設整備の背景

* 美南小学校が立地する美南地区は、新興住宅地であり、人口が急増している。学校をはじめ既存の公共施設がないため、より広範囲の地域のニーズを踏まえ、学校とその他の公共施設との複合施設として整備した。

管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
老人福祉施設	市長部局	社会福祉協議会
子育て支援センター	市長部局	NPO法人
学童保育	市長部局	市長部局



- 学校規模／17学級527名
(特別支援学級／2学級 (5名))
- 複合施設 (床面積) /
小学校 (8,134㎡)
公民館 (299㎡)
高齢者ふれあい広場 (182㎡)
子育て支援センター (105㎡)
学童保育室 (358㎡)
- 整備時期／平成24年
- 構造／RC造 地上3階

公共施設の整備

- ・ 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- ・ 地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- ・ 小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備



- ・ 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設と併せて行い、多世代が集う地域の交流施設とした
- ・ 各公共施設を単体で整備するよりも、財政的な負担が軽減

施設の配置・動線

- ・ 地域の利用者が利用する各施設や学校開放にも使用する特別教室は1階に配置し、普通教室や職員室などの諸室は2階以上に配置することで管理をやすくしている。
- ・ 1階の中庭は学校と地域の利用者が自然に交流できるスペースとして設置している。



地域利用者の一般出入口には受付を設けている



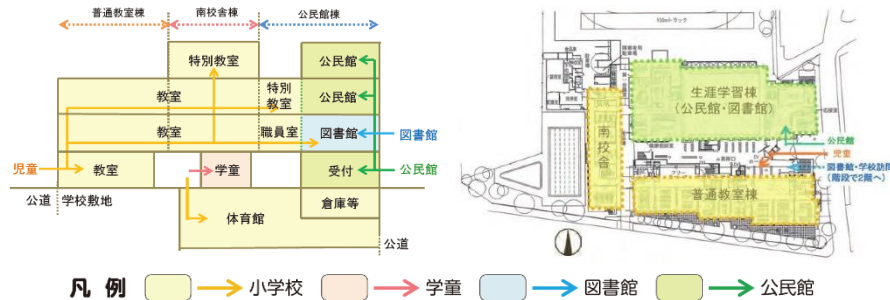
子育て世代・共働き世代が増加する地域の実情に応じた施設を整備 (左: 子育て支援センター、右: 学童保育室)



埼玉県志木市立志木小学校 (公民館、図書館との複合施設)



普通教室棟と生涯学習棟をつなぐ2階テラスとブリッジ



施設整備の背景

- * 志木小学校と、近接する公民館・図書館の建物の老朽化・耐震化問題の解決策として、学社融合施設とする案が浮上。
- * 地域に開かれた学校として、児童と地域の人々が直接交流の機会をもつことで、学習の相乗効果が現れることを期待した。
- * 既存校舎のうち、北・西校舎は取り壊し、南校舎は耐震補強をし残すこととした。

○管理・運営の体制

施設	所管	管理・運営
小学校	教育委員会	教育委員会
公民館	教育委員会	教育委員会
図書館	教育委員会	教育委員会
学童保育クラブ	市長部局	市長部局

- 学校規模 / 22 学級 677 名 (特別支援学級 2 学級 7 名)
- 複合施設 (床面積) / 小学校 (10,489㎡) 公民館 (1,704㎡) 図書館 (1,034㎡)
- 整備時期 / 平成 15 年
- 構造 / SRC 造地下 2 階地上 4 階



児童による貸出し業務体験もできるなど、複合した公共図書館を利用する児童が多い



校内のチャレンジコーナーには専門職員が厳選した図書が並び

○相互活用・交流活動

学校と社会教育施設の学社融合施設として、設備も人も活用した独自のカリキュラムにより、学習内容や活動の幅を広げる

<図書館の活用>

- ・ 小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能 (本の貸出しだけでなく、1日約3クラスが授業でも利用。)
- ※校内の各階には、各学年の学習状況に応じた本を揃えたチャレンジコーナーを設置

<公民館や利用者の活用>

- ・ 音楽室やPC ルーム、ホール等は共有で使用
- ・ 小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援



- ・ 公共施設の有効活用により、児童と地域の人々の学習機会も向上
- ・ 日常的に公共施設を利用したり、地域の人々と交流したりすることで、自然と社会性が身に付く

○防犯対策

児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人が目で見守るという方針で運営

<背景>

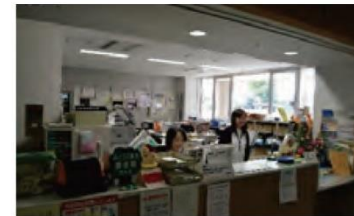
- ・ 地域で学校の児童を守ろうという意識が強い地域である (防犯対策については、あらかじめ地域と話し合い、理解を得ている)
- ・ ガラス張りの壁等、見通しのよい施設であり、目が届きやすい
- ・ 教職員だけでなく複数の施設の職員と一緒に児童を見ている



- ・ ハードとソフトを組み合わせた柔軟な防犯対策をとることで、児童の活動範囲を広げることができている



見通しのよいガラス張りの校舎



公民館の入口にある受付で33利用者を確認

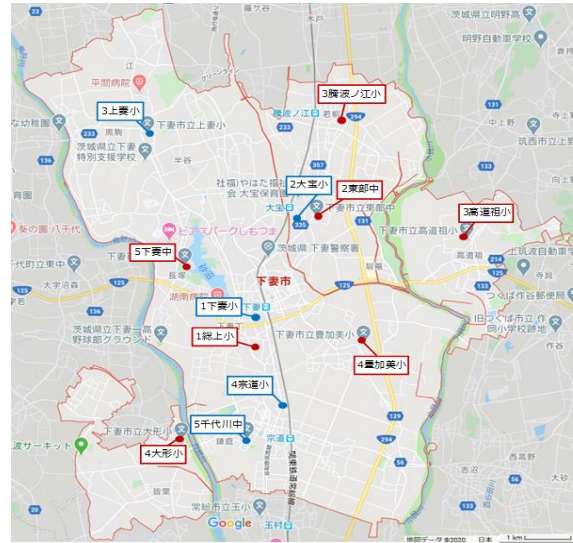
茨城県 下妻市 (プールの共用化)



<茨城県下妻市データ>

- 人口 約4.18万人
- 学校数 小学校9校
中学校3校
(令和2年1月時点)

【学校所在地からプールを保有・維持する学校を選定】



共用化の背景

- * 下妻市の小中学校プールの多くが昭和40年代に建設され、築後50年を迎えようとしていた。
- * 校舎や屋内運動場の耐震化を最重要課題として、地震補強事業や改築事業を実施するとともに、大規模改修事業を進めてきたが、プール施設については、大規模改修工事は未実施であり、予算的にも予防保全を行うことは難しく、不具合が起こる度に修繕を行うサイクルになっていた。
- * プールの使用期間(例年6月上旬から夏休み前までの7週間程度)の各校におけるプールの稼働率についても低かったため、プール施設のあり方についての検討が必要となっていた。

【集約前】

【共用化に向けた学校の組合せ】

平成30年5月時点

校名	児童数	学級数	建設年	稼働率
下妻小	590	20	S46	57%
大宝小	226	8	S57	23%
騰波ノ江小	124	6	S44	17%
上妻小	305	12	S44	34%
総上小	120	6	S45	17%
豊加美小	144	6	S45	17%
高道祖小	205	6	S56	17%
宗道小	311	12	S47	34%
大形小	169	6	S46	17%
下妻中	560	16	-※	46%
東部中	355	11	S47	34%
千代川中	244	7	H11	20%
平均	280	10		28%

集約

【集約後】 共同利用の組合せ

基幹校	利用校	稼働率	番号
下妻小	総上小	74%	1
大宝小	東部中	57%	2
上妻小	騰波ノ江小 高道祖小	68%	3
宗道小	大形小 豊加美小	68%	4
千代川中	下妻中	66%	5
平均		67%	

○整備の方針

- ・稼働率を用いて学校の利用状況を可視化、稼働率を基にプールを保持する学校、他校のプールを利用する学校をそれぞれ決定。
- ・11校で保有していたプールについて、今後の必要数を5か所と方針決定。

○工夫点

- ・プールを保有維持する学校5校(基幹校)については、稼働率や老朽化の度合いにより学校を選定。
- ・自校プールを廃止して基幹校のプールを利用する学校(利用校)については、学校位置図を基に地理的に基幹校に近い学校を選定。



- ・地理的条件をクリアすることで無理のない共用化が実現
- ・各学校で維持管理するより財政的負担が軽減

○財政的効果

～ 保有している11校のプールから6校のプールを廃止し、5校に集約化 ～

【現状11プール】
30年間の整備費
約11.66億円
(①×11校)

30年間で
4.56億円削減

【5プールに集約】
30年間の整備費・運営費
約7.1億円
(①×5校 + ②×6校)

<1校あたりの必要な整備費・運営費>

—	費用の内容	単価概算	30年間概算	—
プール維持に必要な費用	大規模改修費用	1億円/回	1億円	①
	運営経費(メンテナンス、薬品、水質検査、水道料金等)	20万円/年	600万円	
利用校に必要な費用	バス費用	100万円/年	3,000万円	②



プール保有の学校へ送迎バスで移動

人口動態等を踏まえた学校施設の在り方等について

- 人口動態等を踏まえ、
 - ・ 耐震化や老朽化対策などを通じて、子供たちの生命を守り、地域の避難所としての安全・安心な教育環境を実現する視点に加え、
 - ・ 将来的な財政負担の軽減に資する計画的・効率的な施設整備の視点も重要となる。

- このため、適正規模等の検討を踏まえた効率的な整備や、他の公共施設との複合化・共用化などを推進していくことが求められる。

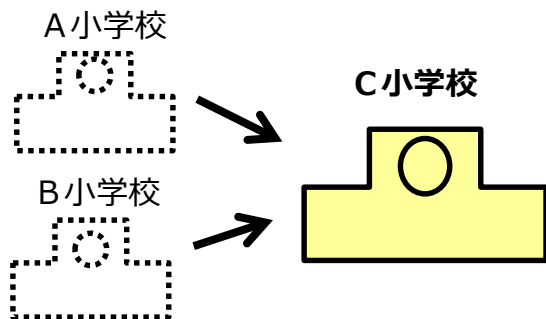
- また、ポストコロナ時代も見据えつつ、今後の教育の在り方全体の議論を踏まえて、学校における感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立していくための施設環境を整えていくことが重要となってくる。

公立学校施設整備の学校統合に係る支援制度

R 2年度予算：116,479百万円の内数

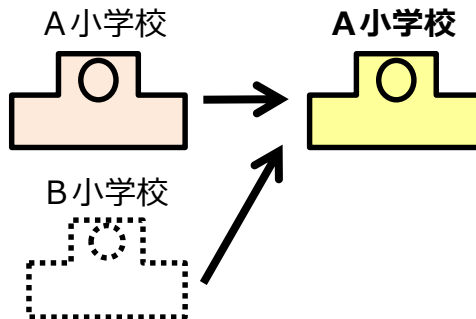
- 公立の小学校、中学校及び義務教育学校を**適正な規模にするため統合**しようとするに伴って必要となり、又は統合したことによって必要となった**校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担**（原則1 / 2）。
- また、学校統廃合に伴って実施する**既存建物の改修についても、国庫補助**を行っている（原則1 / 2）。

【パターンA:新しい敷地に統合する場合】



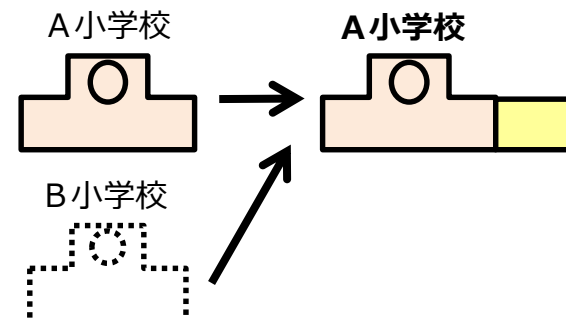
公立学校施設整備費負担金により、原則1 / 2の国庫負担。

【パターンB:既存のいずれかの学校を統合に伴い改修する場合】



既存建物を改修して活用する場合、学校施設環境改善交付金により原則1 / 2の国庫補助。

【パターンC:既存のいずれかの学校を統合に伴い増築する場合】



公立学校施設整備費負担金により、原則1 / 2の国庫負担。

※パターンBとパターンCは併用可能。

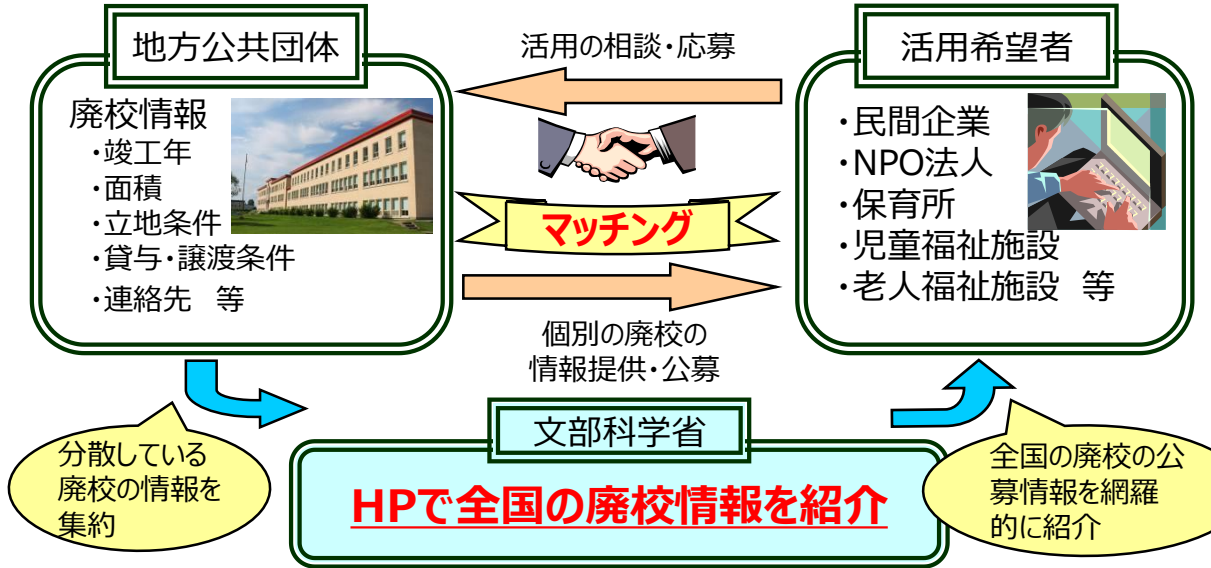
※パターンCを行う場合において、既存建物（赤色部分）については、老朽化や耐震力不足の要件を満たせば改築の国庫補助を行うことが可能（原則1 / 3）。

補足

- ・ 学校数の減少を伴わなければ、統合事業の国庫補助対象とならない。
- ・ 学校建物として使用せず取り壊す建物については、施設整備事業と同時期に解体撤去を実施する場合に限り、当該費用も国庫補助対象としている。
- ・ 新增築や既存施設の改修については、一定の要件を満たした場合、統合年度の3年度前から整備することができる。

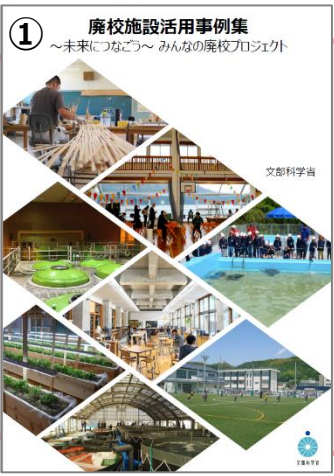
みんなの廃校プロジェクト

文部科学省では、廃校活用推進のため、全国各地の優れた活用事例の紹介や、活用希望廃校情報の公表等を通じて、廃校を「使ってほしい」自治体と、廃校を「使いたい」企業等とのマッチングを行っています。



施設の基本情報や、外観写真、平面図等の情報を網羅的に掲載。

平楽県	福川市	主基小学校		福川市成川55		
・JR外房線・内房線安房福川駅から徒歩約7km		問い合わせ先		福川市 企画政策課地域戦略係 04-7093-7828		
用途地域	土地面積 (㎡)	構造 竣工年 基礎区分	建築面積 (㎡) 延床面積 (㎡) 階数	事業内容	貸与・譲渡条件等	備考
都市計画区域外	7,530	鉄筋コンクリート S54	- 1,022	アイデア募集	-	-地域の振興や活性化につながる -事業開始後も市の防災対策や防災機能の維持に協力すること(詳細は別途協議)
校舎等の外観写真		校舎等の平面図		校舎等の配置図		



廃校施設の活用事例集を作成。

- ① 廃校施設活用事例集
～未来につなごう～
みんなの廃校プロジェクト
- ② みんなの廃校プロジェクト
廃校施設の有効活用
- 企業活用編 -



- 遠隔教育は、**教育の質を大きく高める手段**。
- 具体的には、学校同士をつないだ合同授業の実施や外部人材の活用、幅広い科目開設など、**教師の指導や子供達の学習の幅を広げる**ことや、特別な支援が必要な児童生徒等にとって、**学習機会の確保を図る**観点から重要な役割を果たす。

多様な人々とのつながりを 実現する遠隔教育

海外の学校との交流学习



- 台湾の小学生と英語でコミュニケーションを取ったり、調べたことを発表し合ったりする（長崎県対馬市）

小規模校の課題解消に向けた合同授業



- 小規模校の子供たちが他校の子供たちと一緒に授業を受け、多様な考えに触れる機会をつくる（熊本県高森町）

教科の学びを深める遠隔教育

小学校におけるプログラミング教育



- 大学と接続し、導入で興味・関心を高めたり、質問したりする（岡山県赤磐市）

社会教育施設のバーチャル見学



- 教室にいながら社会教育施設を見学し、専門家による解説を聞く（大分県佐伯市）

高等学校における教科・科目充実型授業



- 特定の教科・科目の教師がいない学校に授業を配信し、開設科目の数を充実する（静岡県）

個々の児童生徒の状況に 応じた遠隔教育

外国人児童生徒等への日本語指導



- 日本語指導が必要な児童と離れた学校の日本語教室を接続する（愛知県瀬戸市）

病気療養児に対する学習指導



- 病気療養児が、病室等で在籍校の授業を受ける（神奈川県）

遠隔授業の活用 (人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業)

(平成27年度予算額：136百万円、平成28年度予算額：136百万円、平成29年度予算額：68百万円)

<学校教育におけるICTを活用した実証研究(平成27～29年度)>



- 学校統廃合の困難な小規模学校に対して、ICTを活用して他の学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図る実証研究を実施。
- 合同学習等の指導方法の開発や、効果の検証を実施。
(社会教育においても同様の実証研究を実施)

<遠隔学習等活用事例に関する調査研究>

- 遠隔学習に関する事前準備や指導方法、ICT機器の特長を生かした活用方法など初歩的なノウハウについてとりまとめ。
- ガイドブックを作成するとともに報告会を通じて全国に普及。



ガイドブックは、文部科学省Webページに掲載しています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1364592.htm

概要

- 遠隔会議システムなどのICTを活用して離れた学校の教室同士をつなぎ、両校の児童生徒が合同で学ぶ授業
- 一方向・一斉型の授業だけでなく、児童生徒が自ら課題を発見して主体的に学び合ったり、対話や議論を通じて、集団としての考えを発展させたりする協働的な活動が求められる



	従来型の遠隔授業	遠隔合同授業
主な活動	遠く離れた児童生徒との交流	近隣の学校同士が合同で多数での授業を実施
実施頻度	イベント的に実施 (年に1～数回程度)	継続的・計画的に実施 (1年を通して実施)
期待される主な効果	・他地域のことを知る ・自分の地域のことを再確認する	・多様な意見や考えに触れる ・社会性を養う ・発表する機会を創出する 等

遠隔合同授業で見られる主な学習活動

教員の説明や発問

大型提示装置越しに、教員が説明を行う。児童生徒も相手校の教員に質問するなど、同じ教室にいるような活動が行われる。



板書や教材の提示

板書をカメラで撮影したり、両校で同じデジタル教材を表示したりして、授業に必要な情報を共有する。



全体で行う発表や話し合い

児童生徒が自分の考えを発表する。その様子はカメラで撮影されて、相手校にも伝わる。



グループやペアでの活動

情報端末の遠隔会議システムを通じて、相手校と一緒にグループを作って、活動を行う。



遠隔合同授業の主な効果

多様な意見や考えに触れられる

遠隔授業での発表や話し合いを通じて、異なった視点からの発言に気づくことができる。



コミュニケーション力や社会性が養われる

大人数を相手に緊張する中で、言葉や図を工夫して説明する姿が見られる。



学習活動の規模が広がる

相手校と分担して調べ学習を行い、それぞれが調べたことを基に話し合うことができる。



複式学級での直接指導の時間が増える

複式学級の児童生徒が、1時間を通して教員から直接指導を受けたり、質問したりする時間が増える。



友達との話し合いや議論を通じて、自分の考えを深められる

自校の児童生徒にはなかった考え方を聞くことで視野が広がり、自分の考えの良さや問題点に気づくことができる。



学習意欲や相手意識が高まる

相手校の児童生徒に説明することで、「どうやったらわかってもらえるか」という意識を持って考えることができる。



他校の状況や様子について把握できる

同学年の子供たちとのグループ活動を経験したことが、中学校へ進学する際の自信につながる事例が見られた。



場所が離れている良さを生かした学習や、離れた場所にある学習資源を利用した学習活動ができる

学級数に対して限られた人数しかA L T がない場合でも、遠隔合同授業で一度に複数校に対して指導が行える。



事業趣旨

ICTを活用した遠隔教育は、多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、質の高い学習の実現に資することが期待される。このため、ALTを活用した外国語指導や特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細やかな指導等において、遠隔教育システムの活用を促進することにより、児童生徒の学びの質の向上を図る。

事業内容

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。



実証研究テーマの例

① 専門性を育む教育における遠隔教育

- ALT等を活用した外国語指導、専門家による専門性の高い授業 等

② 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

- 特別な配慮を必要とする児童生徒への決め細やかな指導の充実のための教育、不登校児童生徒、外国人の児童生徒、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する支援のための教育 等

③ 多様性のある学習環境の遠隔教育

- 極小規模校（複式学級等を有する学校）と他の学校との遠隔合同授業、国内外の学校との交流授業 等



ガイドブックは、文部科学省Webページに掲載しています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1404422.htm

目標とする成果

本事業による実証事例を踏まえ、遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果検証及び情報通信技術等に関する検証を行う。成果をガイドブック等にまとめ、成果報告会を実施し、遠隔教育システムの活用促進による児童生徒の学びの質の向上を図る。

事業趣旨

遠隔教育システムの活用は、多様性ある学習環境や専門性の高い授業の実現等、質の高い学習の実現や遠隔会議の活用による業務の効率化等に資することが期待される。このため、A L Tを活用した外国語指導や特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導、教員研修や各種会議等において、遠隔教育システムの活用を促進することにより、児童生徒の学びの質の向上や業務の効率化を図る。

事業内容

多様性のある学習環境や専門性の高い授業の実現等、児童生徒の学びの質の向上を図るため、遠隔教育システムの導入促進に係る実証事業を行う。

平成30年度6地域、令和元年度14地域、

令和2年度13地域

(1) 実施主体

都道府県教育委員会・市町村教育委員会・法人格を有する団体（実証地域）、事業者（成果取りまとめ）

(2) 委託経費

調査研究費（調査分析経費等）、実証研究費（通信費、借損料）等



遠隔教育システム

実証研究テーマの例

① 専門性を育む教育における遠隔教育

- A L T等を活用した外国語指導、専門家による専門性の高い授業 等

② 個々の児童生徒の状況に応じた遠隔教育

- 特別な配慮を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導の充実のための授業、不登校児童生徒、外国人の児童生徒、特定分野に特異な才能を持つ児童生徒に対する支援のための授業 等

③ 多様性のある学習環境の遠隔教育

- 複式学級を有する学校と他の学校との遠隔合同授業、国内外の学校との交流授業等

④ 教職員を対象とした活用

- 教員研修、自治体内における各種会議への活用 等

目標とする成果

本事業による実証事例を踏まえ、遠隔教育システムの効果的な活用方法に関するノウハウの収集・整理とその効果検証及び情報通信技術等に関する検証を行う。成果をガイドブック等にまとめ、成果報告会を実施し、遠隔教育システムの活用促進による児童生徒の学びの質の向上を図る。

遠隔教育特例校について

遠隔教育特例校制度とは

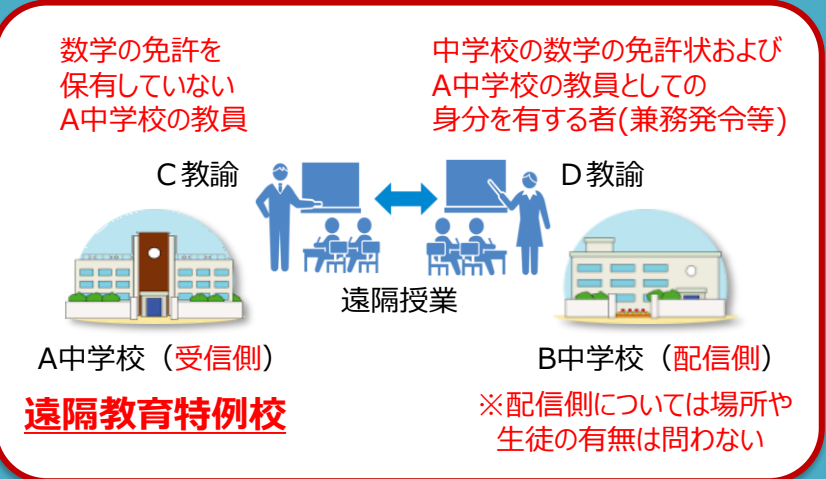
学校教育法施行規則第77条の2等に基づき、中学校等において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして、一定の基準を満たしていると文部科学大臣が認める場合、受信側の教員が当該免許状を有していない状況でも、遠隔にて授業を行うことを可能とするもの。

(令和元年8月21日に関係省令・告示を公布・施行)

※予算措置なし

※受信側の教員が当該教科の免許状を有している場合は、申請等を行う必要はなく、各学校の判断で実施可能

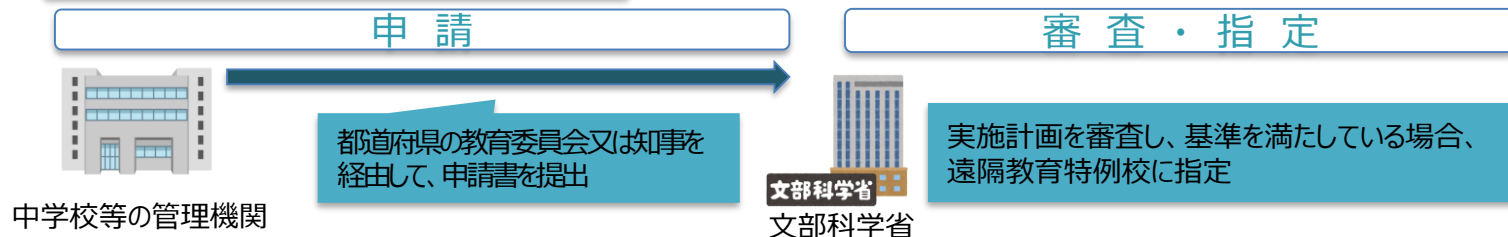
※イメージ（数学を例とした場合）



対象学校種

- 中学校
- 義務教育学校後期課程
- 中等教育学校前期課程
- 特別支援学校中学部

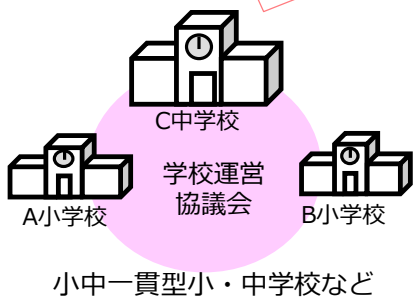
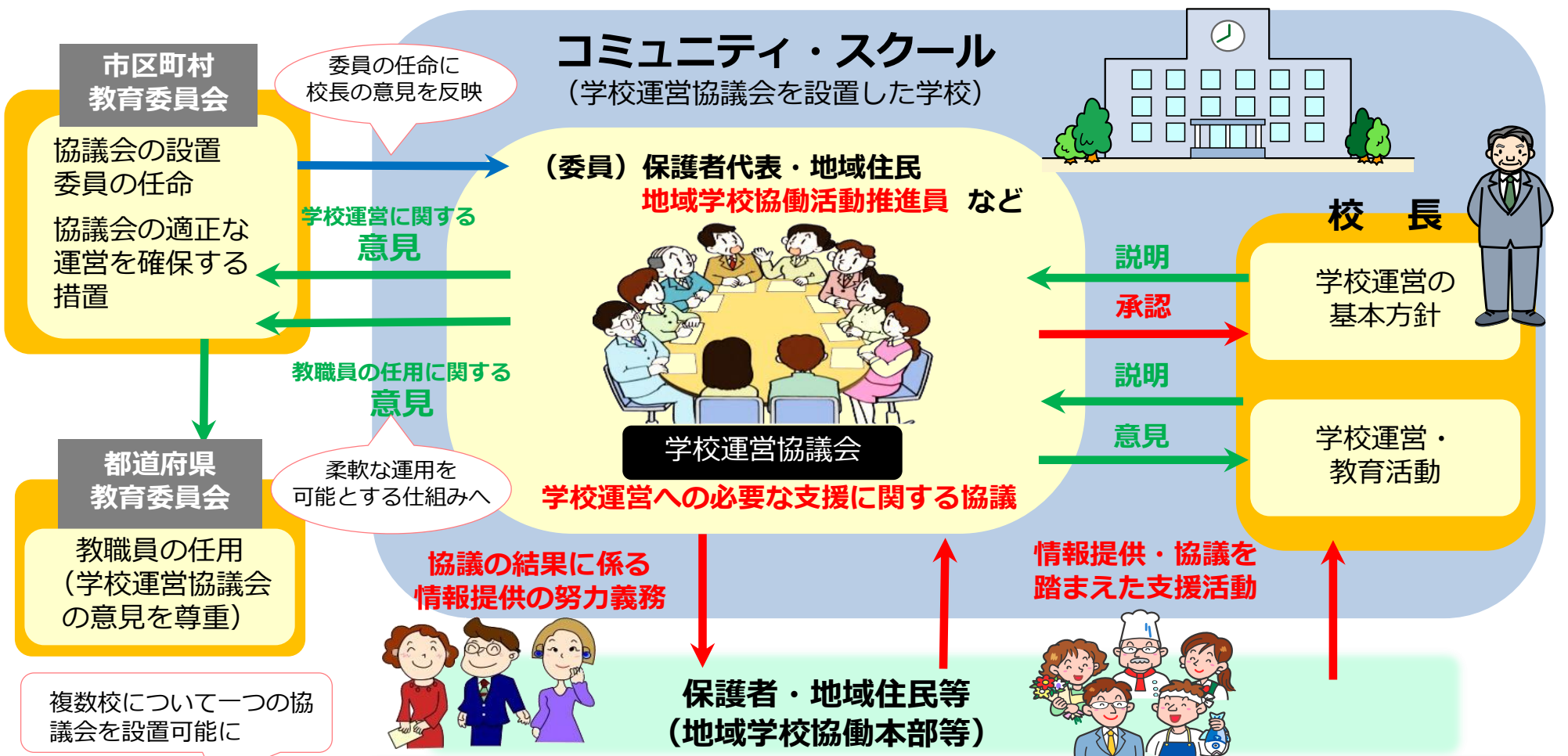
指定までの流れ



指定の要件

- 当該授業が、文字、音声、静止画、動画等の情報を一体的に扱い、同時双方向で行われるもので、対面により行う授業に相当する教育効果を有するものであること
- 遠隔で授業を行うことが、当該授業の内容や教科等の特質に照らして適切であること
- 送信側の教員が、授業の教科に相当する中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員であること
- 受信側の教室等に中学校の教員の免許状を有する当該中学校等の教員が配置され、配信側の教員と十分に連携し、生徒の学習の状況の把握に特に意を用い、適切な指導を行うこと
- 機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること
- 教科等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



<学校運営協議会の主な役割>

地教行法第四十七条の五

教育委員会が、学校や地域の実情に応じて学校運営協議会を設置

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

地域と学校の連携・協働体制構築事業

令和3年度要求額 8,850百万円
 (前年度予算額 6,737百万円)

【補助率】	国	1/3
	都道府県	1/3
	市町村	1/3



背景・課題

地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、**学校が抱える課題の複雑化・困難化**といった社会的課題の解決を目指すとともに、「**社会に開かれた教育課程**」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール**」(学校運営協議会制度)と「**地域学校協働活動**」の一体的な推進が必要。

事業内容

地域と学校の連携・協働体制の構築に向けた取組

- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」と「地域学校協働活動」を一体的に推進するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。
- 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「地域学校協働活動推進員」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の実施及び総合化、ネットワーク化を目指す。
- 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
- 件数・単価(国庫補助額)：9,000箇所(本部)×約70万円(予定)

新型コロナウイルス感染症に対応した活動に係る経費の支援

- 学校・地域と連携・協働して感染症予防に配慮した活動等を円滑に実施するために必要な「地域学校協働活動推進員」の活動時間増に伴う経費を支援。
- オンラインによる活動を実施するために必要な経費や、新型コロナウイルス感染症予防対策にかかる物品等(消毒液の準備等)及び感染予防に配慮しながらの活動の実施のために必要な経費を支援。
- 件数・単価(国庫補助額)：9,000箇所(本部)×約24万円(予定)

概要

補助事業者：都道府県・指定都市・中核市

補助率：国1/3、都道府県1/3、市町村1/3

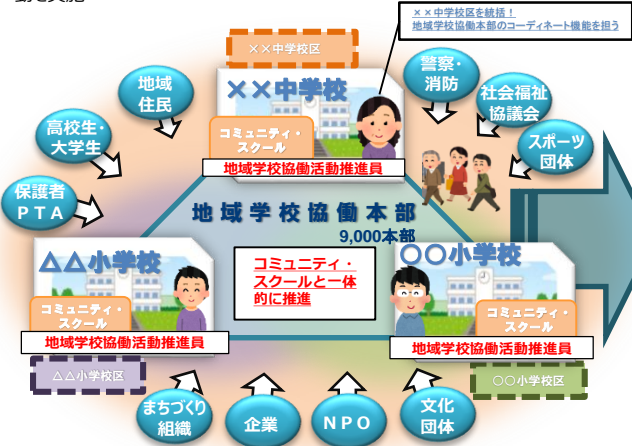
(ただし、都道府県・指定都市・中核市(以下「都道府県等」)が行う場合は国1/3、都道府県等2/3)

補助要件：①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること

②地域学校協働活動推進員を配置すること

<事業イメージ>

地域学校協働活動推進員を中心に、協働活動支援員や協働活動サポーターなど様々なボランティアが緩やかなネットワークを構築しながら地域の実情に応じた協働活動を実施



地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

補助を行う地域学校協働活動

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動
 - 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
 - ①登下校に関する対応
 - ②放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
 - ③児童生徒の休み時間における対応
 - ④校内清掃
 - ⑤部活動の補助
- 地域における学習支援・体験活動(放課後等における学習支援活動等)

事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、目標やビジョンを共有し、地域学校協働活動に取り組む地域が増加。
- 学校が抱える課題が解消されるとともに、「社会に開かれた教育課程」が実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

学校魅力化フォーラム ～行政説明～

文部科学省 初等中等教育局



文部科学省